

第百八回国会 農林水産委員会 議 録 第 六 号

昭和六十二年五月二十二日(金曜日)

午前九時四十五分開議

出席委員

委員長 玉沢徳一郎君

理事 近藤 元次君

理事 月原 茂昭君

理事 松田 九郎君

理事 水谷 弘君

理事 阿部 文男君

理事 遠藤 武彦君

理事 大原 一三君

理事 木村 守男君

理事 小坂善太郎君

理事 田邊 國男君

理事 野呂田芳成君

理事 前田 武志君

理事 柳沢 伯夫君

理事 五十嵐広三君

理事 田中 恒利君

理事 辻 一彦君

理事 武田 一夫君

理事 藤原 房雄君

理事 寺前 巖君

出席政府委員

農林水産大臣

農林水産政務次官

農林水産大臣官房長

農林水産省構造改善局長

食糧庁長官

林野庁長官

建設大臣官房審議官

建設省都市局長

北村廣太郎君

加藤 六月君

衛藤征士郎君

齋 滋君

鴻巣 健治君

後藤 康夫君

田中 宏尚君

中嶋 計廣君

委員外の出席者

建設省河川局河川計画課長

農林水産委員会調査室長

委員外の出席者

建設省河川局河川計画課長

農林水産委員会調査室長

羽多 實君

角田 直行君

直行君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

羽多 實君

委員の異動

五月二十二日

大原 一三君

森下 元晴君

遠藤 武彦君

前田 武志君

大原 一三君

森下 元晴君

遠藤 武彦君

前田 武志君

大原 一三君

森下 元晴君

遠藤 武彦君

前田 武志君

大原 一三君

森下 元晴君

遠藤 武彦君

前田 武志君

大原 一三君

森下 元晴君

遠藤 武彦君

前田 武志君

大原 一三君

森下 元晴君

遠藤 武彦君

前田 武志君

大原 一三君

森下 元晴君

遠藤 武彦君

前田 武志君

大原 一三君

森下 元晴君

遠藤 武彦君

前田 武志君

大原 一三君

森下 元晴君

遠藤 武彦君

前田 武志君

大原 一三君

森下 元晴君

遠藤 武彦君

前田 武志君

大原 一三君

五月二十二日

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)(参議院送付)

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)(参議院送付)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

本日(五月二十二日)の会議に付した案件

集落地域整備法案(内閣提出第八九号)

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)(参議院送付)

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)(参議院送付)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

同(岡田利春君紹介)(第四〇九五五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四〇九六号)

同(串原義直君紹介)(第四〇九七号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三三号)

同(石橋大吉君紹介)(第四〇九四四号)

〇玉沢委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、集落地域整備法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。串原義直君。

〇串原委員 初めに麦のことについて伺いたいのでございますが、本年度産麦の出荷が今月末、きょうは二十二日ですから、もう数日たてば出荷が始まるわけですね。麦価はいつ決まようとお考えになっておりますか。

〇後藤政府委員 米価審議会の日取りについて日程調整をいたしておりましたが、たまたまきょう、閣議後の記者会見で大臣の方から、六月三日に開催をして麦価を決定したいということに米審の日取りを発表いたしましたところでござい

ます。御指摘のとおり、早いところでは間もなく麦の出荷検査が始まりますので、六月三日に米価審議会の御審議をいただいて、その後速やかに決定をいたしたいと思っております。

〇串原委員 六月三日に審議を開いて決めていきたいということですが、そういたしますと、これは価格体系を変えたい、こう考えているということに戸惑いを感じておられるのでありますけれども、現時点でどのようにこれを考えようかと考えていらっしゃるか、お示しください。

〇後藤政府委員 本年産の麦価につきましては、具体的にはまだ何も決めておりませんが、これから詰めたいと思っております。御案内のとおり、食糧管理法の麦の買入れ価格の規定の改正の提案を申し上げておるわけでござい

ます。これは来年度産麦からということでござい

ます。このことは現行のパーティ価格の規定のもとでの価格決定ということになるわけでござい

ます。昨年の米価審議会での御議論あるいはまた十一月の農政審の報告というものがございまして、

一つは生産性向上の確かな価格への反映というこ

と、もう一つは麦の品質問題、これは内麦も急速に生産が伸びてまいりまして、長期見通しの線に

ほぼ沿った姿で伸びておりますので、かつてのよ

うに外麦とまぜてということではなくて、しっか

りとした国内の需要に結びつかなければいけない

ということにござい

ます。品質問題というこ

とで、昨年

から私ども、方針として六十二年産麦から等

級間格差、これが三十年ぐらいいろんな金額で据え

置かれておりますので、これを拡大したいとい

うことを考えておるところでござい

ます。具体的

にそれをどうするかというところはこれから検討を

いたしたいと思っておりますが、そういう形で、

大体いつでも四割から五割二等麦がござい

ますけれども、乾燥調整をよくしていただいて一等麦を

第一類第八号

農林水産委員会議録第六号

昭和六十二年五月二十二日

第一類第八号

農林水産委員会議録第六号

昭和六十二年五月二十二日

第一類第八号

農林水産委員会議録第六号

昭和六十二年五月二十二日

第一類第八号

農林水産委員会議録第六号

昭和六十二年五月二十二日

第一類第八号

農林水産委員会議録第六号

ふやして、国内のユーザーとしっかり結びつくような内麦の生産にしていきたい、そんなことを考えているわけයි。

○串原委員 長い間価格体系を変えなかった、だからこの際品質のいいものは高くしていきたい、こういうことですね、端的に言うならば。そういうふうに考えておるといたしますと、今の格差は百三十五円くらいでしたか、この格差をおおよそどの程度広げていくことが望ましいと考えていらっしゃるのか、その点を伺います。

○後藤政府委員　まだ具体的なことは何も決定をいたしておりません。百三十五円という格差が三十年ぐらい続いておりますが、その間に、その間差額は相当大きく上がつてきておりますし、それからまた等級間格差ということになりますと、整粒歩合でございますとか水分でございますとか、いろいろな規格上の格差の問題、あるいはまた、それが粉にひいた場合にどういうふうに歩どまりなり何なりに影響してくるかというふうないろいろなことを考慮いたしましたして検討をしたいと思っております。

○串原委員 いま一つ、食糧問題で伺っておきたいのであります。

私もきのう、ちょっと耳にいたしましたし、けさの日本農業新聞などは大きく取り上げているわけですが、きのうの米審懇談会におきまして米価算定の見直しを相談にかけたようございまして、あなた方が米審に相談をかけた中身についてまことに反響が大きい。それは、米価算定に当たりまして、将来五ヘクタール以上の経営農家、これは担い手ということを考えた上でのことであるそうでありますけれども、五ヘクタール以上の農家を対象にして米価のこと、その他のことについて考えていきたい、こういうことを諮問といえますか相談をかけたようであります。しかし、急に五ヘクタールといっても、その五ヘクタールの農家対象戸数は〇・五％というふうに少ないから、当面担い手の予備軍の農家として五ヘクタール以上層の生産費を対象とした米価算

定を進めていきたいというような相談をかけたようでありますけれども、この報道をそのまま受け取りますと、将来は五ヘクタール以上の農家経営を対象にするのであつて、それ以下の農家の皆さんのことはそう重く考えない、こう受け取るわけであります。

そこで、この五ヘクタール以上の農家経営ということを考えた本当の真意というのは、この五ヘクタールを対象にして米価算定をやつてまいりますと米価を下げていくことになりまうということなのか、あるいは、これは米を主体にしているわけでありまうが、五ヘクタール以上の農家経営を主体にした農業を育てるということを主体にしていこうとするのか、農家の担い手を五ヘクタール以上の農家ということに考えていきたいというのか、これは大事なところだと考えているわけでありまう。反響は非常に大きい。五ヘクタール以下の農家の今いる担い手の諸君は、それではおれたちの農家経営はこれから国の立場から見ても余り重視してくれないのかと受けとめかねないような報道になっているわけですね。重大な影響をもたらすと思う。政府の真意をこの際びしゃつとお示しを願つておきたい。

○後藤政府委員 お答えを申し上げます。

最近、事、米ということになりますと非常に大きく報道が行われ、場合によつては、私どもが考へてもないことが政府の方針というようなことで報道されたりして困ることもあるわけでございますが、お尋ねの点につきましては、実は昨年のでございますが、米価審議会の答申の際に、米価算定方式について検討することという附帯意見がつけられております。また、米価審議会の中でいろいろな御議論がございまして、五十九年の五月の米価小委員会の小委員会報告というのがございまして、それがおおむね三年ということをやつてまいったわけでございしますが、その三年が一応過ぎるところにも参りましたし、算定方式について検討すべきだという宿題が出ております。また十一月には、農政報告で米価政策の運用についてのいろいろな

な指摘がなされたということで、米価審議会におかれて七月に米価の諮問を受けたときにそういう算定の基本論みたいなお話がいろいろ出ることも十分考えられるし、ああいう附帯意見があるの
で、一度前広に米価審議会で算定方式の問題について自由に議論をしたい、その際、昨年来米審から宿題も出しておるし、農政審の報告もあるとい
うことで、米価算定方式についての幾つかの事項について検討をして、その結果を論議の素材として
て提出をしてほしい、こういうことがありまして
お出しをしたわけでございます。

そこで、今御指摘のお話につきましては、担い手ということが農政審の報告でも非常に大きく取り上げられておりますので、もしそれに焦点を置いた米価政策のあり方ということを考えた場合に、それではイメージとして担い手としてどういうのが考えられるかということにつきまして、能力なり意欲のある者がいるかどうか、あるいは生産性なり収益性の観点、あるいは現在の機械化の現状からいたしまして、トラクターなりコンバインなり田植え機なりを能率的に使ひこなししていくというような作業の規模の問題、あるいは農家経営がどの程度稲作というものを主体に成り立っているかというふうなあらゆる指標から見て、現在既に、担い手ですということになりますと五ヘクタールというのが一つのイメージとして出てまい

る。たゞ、これを米価算定に使うというようになるとになりますと、まだ本当にわずかな戸数であり、生産數量なり売り渡し數量に占めるシェアも小そうございます。そこで、まだそういうところに伸びていける可能性のある扱い手の予備的な農家ということになりますと大体一・五ヘクタール以上ぐらい、これは今、農家にしまして三十万戸、九%ぐらいでございますが、売り渡し數量にしますと、日本の米の農家の売り渡し數量の四四%ぐらいを占めているそうでございます。こういうところをより一層能率的に、また意欲を持って稲作に取り組んでいけるような状態に伸びていただく階層として考えたらどうだろうかということ

とでございますが、私も、米審に報告申し上げましたときには、担い手といましても地域ごとに非常に事情が違ふ、それからまた単作経営、複合経営、あるいは、資料の關係で一応生産費調査等を使ひまして、個別経営の資料を使ひましていろいろ分析をいたしましたけれども、そういう問題もいろいろあります、なかなか難しい問題ですということもいろいろ申し上げながら御説明をいたしておるわけでございます。

そういたしますと、じゃ一ヘクター未満とい
 うような人たちはどうするんだ、こういうことが
 必ず出てくるわけでございます。一ヘクター未
 満ということになりますと、稲作だけで単独の経
 営でやっていくということについてはなかなか難
 しい点もあるわけでございますけれども、作業の
 受委託なり集団化なり、あるいはまた複合化とい
 うことで収益性の高い部門を取り込んでいく、地
 域全体として生産性の高い生産組織と関連づけな
 がらやればそういう方々も十分担い手足り得る。
 そしてまた、そういう方々も含めて、地域として
 どういういい農業をつくっていくかということが
 大事な課題じゃないかということもあわせて申し
 上げながら、またそういうことも資料の中に書い
 てございますが、お出しをしたところでございま
 す。あくまでも議論の素材としてお出しをいたし
 ました。

米価審議会におきましては、これについてはいろいろな御意見がございました。来年以降の米価算定方式について、米価審議会としても、この前の小委員会がもう大分前のことであるので、この担い手問題も含めて算定方式のあり方について検討する必要があるという意見が多かったわけでございますが、その際、こういった担い手になる層のとらえ方の検討ということ、あるいはまた御意見の中に、過渡的、漸進的な、あるいは慎重な取り扱いがこれについては必要だというような御意見もございました。そういうことも含めて御議論の概要をきのう、懇談会の後で新聞にも発表をいたしましたところでございます。

○串原委員 実はこの問題についてはまたしかるべき時期に、米価の問題が始まってくるのを見て議論をする機会を持たなければならぬ、こう思っていますので、きょうはこの問題で時間をとるわけにはまいりませんから深入りはいたしませんというよりも、深入りはできませんけれども、もう一度だけ申し上げておきます。

米作農家の場合、将来、農業の担い手、農家の担い手としては五ヘクタール以上というものを政府は考えているわけでして、五ヘクタール以下のことは余り重視をいたしませんというようなことをとられていくとすると重大問題だということをさっき私は申し上げました。したがって、この際、一言だけいいですか御答弁願いたいが、確認しておきたいことは、きのう出された各種の材料というのは米審議委員会において議論をしてもらうための単なる、単なるという表現がいいかなと思います、資料でございました、つまり、今御答弁になったような立場を踏まえて、一ヘクタール以下の農家の問題もある、一・五ヘクタール以上の農家の問題もありまして、それらも踏まえて今後検討することであって、五ヘクタールというものがひとり歩きするような格好であることだけは本意ではなかった、こういう意味なんですか。私はこれだけ確認をしておきたいと思う。

○後藤政府委員 五ヘクタールというものが数字でひとり歩きするということは私も全く本意ではございません。それから、きのうのお出しをしました資料は、先ほど申し上げましたように、現時点までの検討の結果を、委員懇談会におきます論議の素材としてお出ししたという性格のものだということに御理解をいただいて結構でございます。

○串原委員 先ほど申し上げましたように、この問題で議論をする機会にございましょう。農業経営が大規模であることが望ましいことは私も理解をいたしますが、ここで時間をかけて議論をする必要はないほど、日本の農業は地域によりま

して簡単ではない、規模拡大といってもそう簡単ではない、このことはよく御承知の上でありますから、それを踏まえて米価決定に向けて御検討いただきますことを強く要請しておきます。

さてそこで、集落地域整備法について伺いますが、まず大臣に初め伺いまして、順次伺ってまいることになります。

集落地域整備法によって整備したいと考えている地域、つまり、農業振興地域と都市計画区域と重複する地域は、今日まで市街化を抑制し、農業振興を図るために諸対策を講じてきた地域であります。ところが、従来、土地利用などにかかわる諸事業は農林省、建設省それぞれの施策によって実施されてまいりました。その過程では、事業推進の上で障害になってきたこともなかったとは言えなかったというふうに思うのでございますが、今回、本法を制定しようとする基本理念について、まず大臣から伺いたいのではありませんか。

○加藤国務大臣 先生御指摘のように、近年、都市計画区域と農業振興地域とが重複した地域を中心に、混住化、兼業化の進展等から虫食いの農地転用による農業生産機能の低下、無秩序な建築活動による居住環境の悪化等、土地利用の面を中心に、営農条件及び居住環境の両面にわたる問題が生じてきておるのは御指摘のとおりでございます。

他方、現下の農業を取り巻く厳しい状況に対処し、生産性の高い農業の確立が一層強く求められており、また、都市化の進展に伴いまして良好な居住環境が求められており、住民の要請はますます強くなっております。しかしながら、農振法は、農業の振興の観点から、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を計画的に推進することを中心としております。また一方、都市計画法は、宅地利用と機能的な都市活動に必要な施設を計画的に整備することを中心としております。集落地域における諸問題を解決するためには、それぞれの制度だけでは十分でございませ

ん。このため、これまで講じてきた施策を調和の

とれた形で総合的に実施する必要があります。本法によりまして集落地域の計画的な土地利用が図られ、整備が促進されることは、当該地域の活性化、内需振興にも寄与するものと考えておるところでございます。

○串原委員 重ねて大臣に伺いたいわけでありますが、本法によって施行しようとする事業は、農林省、建設省両省が全く並行をして計画を策定し、事業の推進、運用を図っていく、こういう理解でよろしいわけですか。

○鴻巣政府委員 法案の中に書いてございますように市町村が計画をつくりますが、それは都市計画サイドでつくります集落地区計画、それから農振制度の傘の下でつくります私どもの方の集落農振計画というように、市町村の段階では二つの計画を同時に作る、そしてそれを統合するような意味で県の段階で基本方針をつくるという形でございまして、いずれにいたしましても、都市計画サイドの計画と農振サイドの集落の計画は同時並行的に、しかもお互いによく相談しながらつくるつもりでございます。

○北村(廣)政府委員 ただいま鴻巣局長の方からも御答弁申し上げたとおり、この計画は同じ集落を二つの計画でカバーするものでございます。お互いに十分に相談しませんと片方だけでは給がかけない、二人そろってやっと二人三脚で給がかけるといふ計画でございまして、その段階で十分連絡いたしまして、上位の知事の定めた計画にも適合するように注意してまいりたいと存じます。

○串原委員 実は土地利用については後ほど農林省には伺ってまいりますが、建設省に伺いたいのでございますけれども、建設省は、本法によりまして得るであろう利点、プラス面につきましてもどのように考えているのか。つまり、現在の都市計画法だけでその地域の開発をやる場合と本法を実施していく場合との比較の立場に立ってお答えをいただきたいのであります。

○北村(廣)政府委員 現在の都市計画の制度でま

区域は市街化調整区域でございます。原則として都市的な投資は行わない、しかし開発許可制度というものを使っていて、どうしてもその地区で必要な例えば農業関係の施設とか農家の次三男の住宅であるとかあるいは公共的施設とか、そういうものは整備していただく、こういうことでございまして。しかし、今回のこの法律によりまして、特定の集落というものに着目いたしまして、極めてきめ細かい、例えば道路とかあるいは公園部分とか排水関係施設とか、しかも総合的にできるわけでございます。これが私どもとしては今までの法律では手の及ばなかったところでございます。この法律によるメリット、利点だと考えております。

○串原委員 集落地区計画、つまり都市計画によるものでございますが、これと集落農業振興地域整備計画、これは農業振興計画によるものであります。今お答えをいただいたことも含めて、この両計画の運用にさきかたの段差があつてはよろしくない、こう思うのでございます。したがって、この両計画の施行に当たって、運用に当たって整合性を果たせることがとても大事なことでありまして、整合性を果たしてまいりますために、関係機関、関係団体あるいはその施行しようとする当該整備地域に對しましてどのような指導方針をおとりにならうとお考えになつておられるのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○鴻巣政府委員 まことに御指摘のところが一番大事だと私も考えております。そこで、市町村の段階で集落地区計画と集落農振計画をつくる際に、市町村の農林担当の部局とそれから都市計画担当の部局と相きめ細かいお話し合いがありますし、比較的小きくまとまっております自治体の中から、割合整合性のとれた話し合いができるかと期待しております。その上に、今度は県の段階で都市計画サイドと農林サイドとの話し合いがあります、これも県の中です、比較的公正、的確に判断し、まとめられると思つております。それを十分担保するように御指摘のよう

と、新たに供給される宅地の規模とその使い方と

いうことになろうかと思ひます。供給する宅地の規模につきましては、既存の集落の性格を基本的に考えるような大規模、大量な宅地転換というものは考えておりません。集落の基本的な性格を守り、その流れを維持するに足るような程度の宅地転換というものをまず第一に考えておるわけでございます。

それから第二の点でございますが、これは地元の皆様方の意見を十分お聞きしまして、例えば大規模なマンションが建つようなことのないような、今までの集落と整合性のとれた住宅宅地ができるような地区計画を定めて、これを画定めしたいと思います。

○串原委員 ただいまの御答弁によりまして、協定、協議をして、決めた場合にはおよそ十年をめぐりにして農地保全を図っていく、つまり、裏返しで言うならば十年間は転用を認めませんということだろと思ひますが、そのことを含めて伺いたいのでありますけれども、今問われております政治課題の一つの柱は地価対策でございます。この集落整備法の施行によりまして土地の高騰を招くのではないかと、そして周辺に影響をもたらしてゐるのではないかと懸念をしておる人があるわけでありまして、今御答弁をいただきましたように、十年間は農地の転用は認めないということも含めまして、大事な農地を確保していくためには地価の抑制を図っていくということも大事な政治課題でございますね。その辺についてこの法案の中でどんな配慮をなされますか、伺います。

○鴻巣政府委員 地価の抑制は一番大事な課題だと考えております。私も今まで見ておりましたところ、あるところで特定の地区のここを宅地化するという計画を立てますと、その地価だけが急騰いたしました。その指定された地区の地価が上がったためにその土地が転用されないで、その対象になった地区の外側のところでスプロールのような形で土地が転用されていくというのが従来の弊害であったと考えております。そこで今回は、農業を続けていく人の土地は農

地をまとめ、それから、今からでもすぐ農業から足を洗いたい人の場合はその農地を宅地化できるようにまとめたいという手法がむしろ必要だと思ひます。そういう場合には、まず集落の意向を確かめた上で集落の周辺の圃場整備をかけた、その中から農地から宅地に転換する部分を圃場整備をかけたからつくり出すといひますか、抽出をしていく形にしたいと思ひます。そして、その抽出したところに都市計画サイドで言う集落地区計画をかけていただく、そこは宅地化するところ、あるいはそこに公共施設を入れるところというような形にしていける、その周辺は圃場整備をやつて協定もし、転用を抑えていく。転用はなかなか認めないというように形にし、また開発許可という制度の方もかけていただきますので、集落地区計画、集落振興計画、それに基いて先ほど言いました圃場整備をかけて非農地を生み出していく、その生み出したところのいろいろな宅地化を進めていくというような形を、都市計画サイドと農林サイドで協力しながらやっていくということをこの法案の中で考えておる次第でございます。

○北村(産)政府委員 地価が上がっていく要因というのは、全国的に見ますと二つございいます。一つは交通条件が至便なこと、つまり新しい線や駅ができたという点、あるいは道路条件が非常によくなるという点が地価の上昇を招く要因になっております。もう一つはその土地の利用形態でございます。例えば事務所ビルが建つあるいはマンションが建つということになりますと土地面積当たりの上物の容積が非常に広がりますので、土地を大分高く買つても引き合ふ。この二つでございます。今度の集落整備につきましましては、例えば、地区内道路及び敷地面積あるいはその住宅地域の高さ制限というものを組み合わせて、割合の一定のある一戸建て住宅しか建たない、そしてそういうものをサービスだけの道路しかつくりたくない、こういうことになりまして当然マンションというものは排除されますので、それが地価の天井をつくる、つまり地価高騰を防ぐ歯

どめになろうかと存じます。

○串原委員 この区域を決める場合、計画の策定その他、地域の要望もあるでございまいしょうが、おおよそ区域の設定の場合、耕地面積はどのくらいあることが望ましいかと考えていますか。いま一つは、集落と言われる集落はおおよそ何戸くらいをめどにしていらっしゃるのか、お示しください。

○鴻巣政府委員 まず、計画区域の中で、法律でも「相当規模の農用地」と書いてあるのはどの程度かという御質問だと思いますが、この「相当規模の農用地」と書きましましたことは、農業がこれから経済的にも社会的にもいろいろ変化をいたします。その変化に合わせて、整備対象となります農地の規模は時代の要請に応じて弾力的に対応していくということから、法律的には書いておりませんが、「相当規模」というのは、一応当面は大体十ヘクタール程度と考えております。これは集落の中の農地の面積で、特に白地の農地面積を頭に置くとこのくらいの数字になる。あるいは土地改良事業の採択基準、特に土地条件の割と限られた山村とか過疎では、土地改良事業の採択基準の下限面積は大体十ヘクタールというのがございいます。それから農産物の生産量をとりましても、十ヘクタールというところ、仮に米でいえば平均的には大体五十トンぐらいだろうと思ひます。野菜でいひましても二百三十トンぐらいとれますから、米でいひましても十トン車では五台、野菜でいうと二十三分ぐらいとれますから、そのくらいの量になりますと私も集出荷施設の補助などを出しております。そういうこともやっておりますので、農用地の整備後にいろいろな農業近代化施設を入れるものにも大体十ヘクタールというまとまりが要するのが私どもの常識といひます。行政の上での経験でございまして、十ヘクタールというのを頭に置いておるわけでございいます。

それから、では一体対象の地区数は全国でどのくらいあるのかということでございますが、当面、私もこんなふうに考えております。都市計画区域と農振地域の重複地域の中で約四万三千の

集落がございいます。そのうち整備の対象となり得る集落は、詳しい調査はまだ行っておりませんが、約五千ないし六千集落あると思ひます。この五千ないし六千集落の中から、当面はこの法案に基づく整備の必要性の高いものを、順次都道府県で基本方針をつくつて対象の集落を選定していくという手順を考えておるところでございます。

○北村(産)政府委員 この集落整備の対象といたします戸数といたしまして、私どもとしては約百五十戸程度以上の集落を考えております。これは、私どもでいろいろ都市的な施設を整備いたします場合に、その地区住民に対するサービスの一貫性を申しますか、いろいろな都市施設を組み合わせて、いよいよとまりのある都市整備をできます必要最小単位と申しますのが戸数に引き直しますと大体百五十戸程度ということでございます。これを基準としてまいりたいと存じます。

○串原委員 農林省の局長さん、十ヘクタールという話がありました。それは十ヘクタール以上と理解していいのですか、十ヘクタール前後、その辺はどうですか。

○鴻巣政府委員 つまり、「相当規模」というのはおおむね十ヘクタール以上でございます。おおむねでございますから多少その地域の条件によつて違ひますが、おおむね十ヘクタール以上あることと考えております。

○串原委員 それでは伺ひますが、農林省の方では農地面積およそ十ヘクタール以上と考へておる、建設省の方ではおよそ百五十戸以上の集落があるところを対象にして考へていきたい、こうおっしゃいました。そういった私としましては、この際確認をしておきます。

農林省のお出しをいただきました資料によりまして、この地域整備をやっていく場合の農林省の対象事業というのは、農村総合整備モデル事業、つまりモデル事業と一口に言つておりますが、それからミニ総パというような事業を当てていくと

も三大都市圏周辺の宅地が本場に足りないのかどうかという具体的な議論というのはいくらも続いているような、集落地区内の土地が投機的な対象の土地となったり、また都市的な開発が優先されるような形にならないように、基本をしっかりと持って対応していった方がいいと思ひます。国土庁の企業土地調査によりますと、企業の販売用の土地のストックを見ても、市街化区域に存在している販売用の土地のストックは三割以上が市街化調整区域に現在ある。そういうものがこの整備法によって本場に販売用の土地として利用されるようなことのないように、その集落に住んでおられる方々、またはその周辺の方々の利用に本場に資するような集落地区計画を策定していくようにしていかないと、先ほど指摘がございましたけれども、これがいわゆる都市的開発の拠点となつて、スプロールを防ぐこととしていくようなことにならないように、基本理念をしっかりと押さえた上で運用をしていっていただきたい、このように申し上げる次第であります。

それから、先ほど指摘がございましたけれども、やはり今後、地価に対する対策というのが非常に大切になってまいります。例えば規模拡大を進めるにしても、いわゆる構造改善を進めるにしても、優良農地の地価の高騰というのは、地価がどんどん上がっていくというところは、農業生産を続けていかれる方々にとっては非常にありがたいことでもあります。今回の集落整備計画に取り組んでいかれるに当たって、その優良農地の確保、有効利用というものを考える上で一番支障になると考えられる地価高騰に対する対策、これについてどのようにこの法の中で対応をしていかれるか、大臣にお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 集落地区計画の区域の決定をするに当たりましては、これに先立って、集落地域のうちの土地所有者等の合意形成を図ることが不

可欠と考えております。このため、あらかじめ集落地区において換地等を行うなど土地の権利関係を十分に調整しまして、土地所有者等の意向を踏まえ、地域の合意形成を図りながら、その集落での需要に対応した土地の計画の利用を図るものでございまして、地価をつり上げるような事態にはならないと考えております。また、集落地区計画の区域外の農用地については、集落農業振興地域の整備計画を策定しまして農用地の整備を進めるとともに、農用地の保全等に関する協定の締結を推進することによりまして農用地としての保全を担保しまして、スプロール防止をさらに確保なものとしてまいりたいと思ひます。

○水谷委員 昨日、参考人の青木先生からも御指摘がございましたけれども、今回、約十四万集落と言われているうち、実際は十三万四千という数字が上がっておりますが、この集落のうち四万三千が対象になるということでございます。国土全体を考えた上からも、それ以外の農山村、農村地域全体の整備については、この集落整備法をこれからスタートさせるに当たってどういうふうにするの整備を進めていこうとされるか、基本的なことで結構でございますので、お伺いしておきたいと思ひます。

○加藤国務大臣 非常に大切なところでございまして、今回のこの法をまとめるに当たりましては、ただいま御指摘になりました点も相当議論いたしました。その出た考え方というのは、集落地域以外の農山村集落においては、従来からの各種補助事業の実施等を通じて、生産基盤や生活環境の整備を実施してきたところでございまして、本法案のような計画的な土地利用を図りつつ地域の整備を進めるといった新たな計画、制度を農山村集落について創設することにつきまして、今後の研究課題であると考えております。

○水谷委員 ぜひお取り組みをいただきたいと思ひます。

現在の市街化区域を整備するだけでも大変な事業量があり、さらに財政負担も大変なものがある

わけであります。新たに市街化を抑制すべきところに集落地区計画を立て、そこに事業を積極的に推進する、それからまた、今まで白地地域でいわゆる農業的な土地利用について積極的な事業実施はやってこなかったところまで取り込んで、今回は農業振興地域整備計画を立てて事業を推進されるということで、両省ともかなり新たに事業量がふえ、それに対する財政措置も必要になってくるわけでありまして、内需拡大、不況地域、特にそういう地域対策として地域経済の活性化を図っていく上でもこの事業を推進することは非常に大切なことと考えておりますが、あくまでも従来の財政の枠組みの中でこれに対応するということになりまして大変無理が出てくると思ひます。財政措置については今後どういふふうに対応をなさっていくか、お伺いするか、大臣にお伺いし、さらに建設省にもお伺いをしておきたいと思ひます。

○加藤国務大臣 今日、我が国においては、経済大国にふさわしい社会資本の整備が急がれておるところでございまして、特に整備が待たれておる農村地域におきましては、土地利用の整序化を図りながら、農村地域の特性を生かした整備を進めていくことが現下の課題であります。この案は、事業費に占める用地費の割合が低く、大体三割のようでございますが、労務費の割合が特に高い、二一程度だそうですが、さらに中小企業への発注率が高い、大体八六割ぐらいになるような数字がありますこと等から考えまして、我が国の当面する課題でございまして、今後この分野の当面するものがございまして、今後この分野の財政措置の拡充に努力したいと考えております。また、関係方面にも力強く働きかけておるところでございまして。

○北村(廣)政府委員 建設省といたしまして、こういう形で農林水産省さんと手を握って集落整備に乗り出したからには、予算的にもそれなりの対応をする必要があろうかと存じます。今までの一般的な都市予算の枠にとらわれることなく、そ

の外に予算を確保いたしまして、事業の遂行に支障のないように精いっぱい努力をしてみたいと思ひます。

○水谷委員 この法律は九月月を経ない間に施行されることになっておりますので、緊急的な補正の問題等もまた絡んでおきますけれども、しかし、概して土地基盤整備、土地改良事業というのは、今大臣がおっしゃったように費用が少なく、本場にその地域の中小企業者の皆さん方に需要を喚起させられるような事業でもある。そういうことで、直接この整備法に関する事業という意味ではございせんけれども、仄聞するところによりまして、五兆円規模の補正を組んでもなかなかそれを消化することができないというふうにおっしゃっている方面もあるようでございます。農水省は、何ぼでもよこせ、どんどん消化するぞというぐうぐうい勢いで、ひとつ補正の取り組みについて大臣の御努力をいただければありがたいと考えております。さらに建設省も、今都市局長がおっしゃいましたが、都市事業の外に新たに財政措置を考へていきたいという大変積極的なお答えで、ぜひそうあつていただきたい。都市局だけではなくて道路局も河川局も建設省挙げて、この集落地区計画の事業推進に当たっては、その周辺も含めて積極的な対応をしていっていただきたいと考えております。

それで、先ほど、集落地区それからまた集落地域整備地区全体、それから集落地区計画の相当数の戸数と相当数の面積、そういう数字について百五十戸、十ヘクタールという数字が出されたわけでございますけれども、私は余りこういう数字は、特に戸数の数字についてはそれほどでもない方がよろしいかなという考えもあつた。ただ、一番大切なのは、先ほど来指摘をしておりますが、集落地区計画を組む区域についてはある程度のものが、例えば都市計画では、区域区分をなされたときには都市計画基準というふうなものを中心にして人口を想定され、それに必要な区域面積というのを示しておられますが、ある程度の

区域については基準が必要になってきやしないかなと思つておられますし、先ほどの集落地域全体の面積についてもある程度の基準は必要だと考えておりますが、特に、集落地計画の面積的な問題については建設省はどういうふうにお考えでございますか。

〔保利委員長代理退席、委員長着席〕

○北村(廣)政府委員 一般的に私が手がけております都市的整備は、先ほど戸数で五百五十戸あたりが最低のまとまりかなというのを申し上げたわけでございますが、これを面積に引き直しますと大体二十ヘクタールくらいまでが規模だろうと思つております。最高の環境を想定しているわけでございます。ただ、この二十ヘクタールあるいは百五十戸も、一律にかたくなに守るということではございませんで、それぞれの実情に対応してその計画を決めていくということでございます。あくまでも基本は、その集落に住んでいらっしゃる方々の意向に沿った都市的整備あるいは宅地の整備ということでございますので、集落の基本を損なわないように、例えば、新しく開発する宅地の面積等にいたしましたも、それに収容できる人口あるいは戸数というものは在来の集落の戸数の総量を上回らない、この辺が一つの基準と申しますかめどかと考えておる次第でございます。

○水谷委員 まだこれからこれを運用していくまでは政令とか要綱、規則をいろいろ検討されていくと思つていますが、どうかひとつ両省とも、都道府県の皆さん方の御意見や実際にこの法を現場で推進される市町村の皆さんの御意見を、この法の運用についてのいろいろな政令なり要綱ができ上がつてからではなくて、これからつくっていく過程の中でそういう現場の皆さんの御要望や御要求やいろいろな実情をしっかりと精査されまして、その意見をしっかりとくみ上げていっていただきたいということを申し上げておきます。

それから、昨日の参考人の皆さんの御意見の中にもございましたが、これは都市もそうでござ

いますが、最近いろいろな地域を歩きますと、大体この都市へ行つてもこれはどこの町だったかなと余り明確な趣の差がなくて、どこへ行つても同じような手法で、同じような形態で町がつくられていて、やはりその歴史的な経過、そこにある文化、伝統というものをしっかりと守りながら、農村集落の特性を最大限に発揮しながら、また、同じ都市の利用といつても農業生産を振興する地域の中にある都市の利用ですから、それを推進していく上には、生産者が町へ入ってくるにしてもその集落地域の中に入ってくるにしても、ほかの都市とは違ふ大変な配慮をしていかなければならない。交通体系にしてもそうだし、これはいろいろ考へなければなりません。市街化区域対象の地区計画と同様の取り組みといえますか、それをなさうとしておりますけれども、当然、集落地地区計画は都市計画の中における地区計画とは違ふ位置づけをされていると思つていますが、改めてその点を伺つておきたいと思つております。

○北村(廣)政府委員 ただいま御質問にもございましたとおり、まだ日本が戦災復興などに取り組んでおりました、必要最小限の都市的機能を取りあへず満たそうという段階では、御承知のとおり、全国どこへ行つても同じような町づくりの傾向がございました。しかし、最近はその傾向に対する反省が出てまいりまして、やはり仙仙の駅前でありてみれば、ああ、ここは仙仙だ、金沢の駅前でありてみれば金沢だ、鹿児島では鹿児島だ、そういう町の顔がすぐに浮かぶような町でなければ自分の町と言えないのではないかとというような反省が出てまいりまして、シンボルロードとか、いろいろな形で特性を出した町づくりの方に流れが大きく変わつてきております。当然ながらこの集落地整備におきましても、昔ながらの古墳とか一里塚とか神社の森とかいう非常にいい雰囲気がある、それが何十年たつてふるさとへ帰つてみましても、いろいろ変わつておりますけれども直ちに我がふるさとだという感じがなくてはならないと思つてまいりまして、ただいまお尋ねの趣旨に沿

いましてそういう形のいいものは残し、いいところは保全しながら、地元の意向に沿つた集落地整備というものを心がけてまいりたいと存する次第でございます。

○水谷委員 特に、基本的に整備をしていく集落地計画区域の中のかのウエイトはやはり水の問題だと思つております。公共下水道とか都市排水路とか、いろいろ水については、我が国の狭い国土の中で従来は水の持つ自浄作用で、急峻な傾斜地があつたために水はほとんどきれいに浄化されて下流に到達する。そんな歴史的な流れの中から下水道整備が全くなされてきた。そういう中で、今すぐ近くの下水道処理区域までは公共下水道が入つてきているが、ちょっと離れた集落地へくるともう全く何もなし。これからの環境を考へた場合でも、いわゆる集落地排水については本当に抜本的な対応をしていきたいと思います。大変だと思つておりますけれども、特にこの点に限つてどういうふうな構想をお持ちでございますか、都市局長。

○北村(廣)政府委員 農村地区の排水の問題につきましては、市街地とはまた一つ変わりました要因があるわけでございます。農村にとつての水というのは、やはり生活の水と同時に、自分のなりのわいのする農業用の水でもございます。そのための基本的な水体系の処理につきましては、市街地と違つたなお一層の心配りが必要かと存する次第でございます。私どもは農村部、集落地の排水が中心でございますので、排水面につきましてははさまで、例えば住居規模ですか、対象戸数は規模一千戸というふうなものを境に考へてみたり、あるいは温泉街とか自然公園区域内の排水問題についてどうするかというふうなことを考へてみたりいたしまして、ある程度の行政の積み重ねというものが既にできております。今回の集落地整備につきましても、その辺の過去の経緯あるいは経験というものを踏まえて、できるだけ最適な排水あるいは排水機能の整備というものを心がけてまいりたいと存する次第でございます。

○水谷委員 現在行われている農村総合整備事業の中の農業集落排水事業、この事業を今後も進めていくことになろうと思つておりますけれども、これだけではちょっと対応はできないのかなというふうにも考えております。片やいわゆる水質規制の問題について、公共の排水の水質基準と集落地から出される排水の基準についての議論とか、実はいろいろ問題がある点でございますが、農水省は、現在の農業集落排水事業を今回のこの地区計画の中においてどういうふうな位置づけでいかれるのですか。

○鴻巣政府委員 恐らくこれからの農村の生活環境の中で一番大きな課題になるのは、農村の集落排水だろうと思つております。よく大臣に言われるのですけれども、都会に出ていった息子夫婦の孫がなかなか農村に帰つてこない、トイレが水洗でないことが問題なんだ。そこをおまえたが集落地排水でかなり水洗化すると、都会に行つた孫が祖父のところに喜んで泊まりにくるようになる、それが自分の見聞するところだから大いに集落地排水には力を入れてやれとよく大臣に言われておりますけれども、私もそう思つております。そういう意味で、今回の集落地整備法案の中で集落地整備をやる場合には、集落地排水についても十分心がけていく、積極的に導入に努めていくつもりでございますし、かなり広範囲な面積の場合にはいろいろまた建設省にも相談をし、建設省の協力も得たいと考えております。

○水谷委員 以上で終わります。

○五沢委員 神田厚君。

○神田委員 集落地整備法案につきまして質問をいたします。

まず最初に加藤大臣にお伺いをいたしますが、特に首都圏を中心として異常に地価が高騰をしていて、このことについてどういうふうにお考えになつて、また何が原因だというふうにお考えられますか。

○加藤国務大臣 首都圏の土地の高騰と申し上げますか、一部地域においては暴騰が行われており

ます。これについてはいろいろな要素、原因があると考え、おるわけでございますけれども、基本的には需要と供給の関係、あるいはまた若干その道から外れた投機の対象となったり、あるいは過剰流動資金の動き、こういったいろいろな原因、要素が組み合せて起こっていると思ひます。特定な土地を名指しするのは失礼でございますけれども、三・三平方メートル一億円以上もするということとはもう狂気のさたであり、我が国滅亡の前兆ではないかとさえ私は考えておりました。何としても政府、国会、国民の英知を結集しましてこれらを防ぐ措置を講じなくてはならないと考えております。

○神田委員 建設省の都市局長さんはどういうふうにお考えになりますか。

○北村(廣)政府委員 私ども都市行政を担当する者にとつても、この地価高騰というのは事業の進行にまさに直接的な打撃を与えているわけでございいます。現在の地価の高騰が大都市圏、特に東京を中心としまして、全国的に波及の兆しを見せております。この段階でどうしても食い止めたいということ、大都市圏に対する地価対策というものも供給サイドとして私ども取り組んでいるわけでございますが、この集落整備に關して申し上げますと、私もいたしましては、そういう地価の高騰の波が集落整備の宅地整備に及ばないよう、具体的な地区計画の中で地元の方々の意向を十分聞きながら、その集落にふさわしい土地づくり、宅地づくり、つまり一戸建て、しかも例えば低層、せいぜい二階くらいまでのよりよい住宅地、あるいは店舗といつたにしてもその集落にサービスする中小規模の店舗程度というふうな地区計画の中で土地利用の位置づけをしてまいりまして、例えばマンションとかそういうものが入りまして地価騰貴の引き金となることのないような計画を整然と定めてまいりたいと考えております。

○神田委員 大前研一氏あるいは一部評論家などが、農政に対して非常に厳しい見方いろいろあります。これについてはいろいろな要素、原因があると考え、おるわけでございますけれども、基本的には需要と供給の関係、あるいはまた若干その道から外れた投機の対象となったり、あるいは過剰流動資金の動き、こういったいろいろな原因、要素が組み合せて起こっていると思ひます。特定な土地を名指しするのは失礼でございますけれども、三・三平方メートル一億円以上もするということとはもう狂気のさたであり、我が国滅亡の前兆ではないかとさえ私は考えておりました。何としても政府、国会、国民の英知を結集しましてこれらを防ぐ措置を講じなくてはならないと考えております。

ると農政批判をやっております。大前氏は、首都圏の農地を解放してそれで土地の供給をしろというふうなことを言っておりますが、この話などは既に大臣もお聞きであり、また御本をお読みになつたかと思ひますが、その考え方についてどういふふうにお考えになりますか。

○鴻巣政府委員 私も大前さんの「第三次農地解放」のすすめ」というのは読んだことがございいます。まず、大前さん自身は、今の農業とか農業に対する保護とか、そういうものが米の値段を上げて、それがまた地価を高めている、そしてその農村の地価を高めるのがひいては都市の地価を高めて、サラリーマンがなかなか都市の中で、大都市の周辺で住宅を買うことができない。つまり、米が高いから秋田の農村、酒田の土地が高くて、その酒田の周辺の農地が高いことが東京の銀座の土地の高さになるんだ、こういう議論でございいます。むしろ私たちは逆だと思ひてまして、東京のような大都市へのいわば一点集中型の企業なり教育機関なり病院なり経済なり政治の集中が東京の地価の高騰を招いているわけであります。農業とか農政の影響といひますか、反射的な効果として周辺の農家の地価が上がって、その結果都市の土地が上がつているとは全く考えていないわけでありまして。

それからもう一つは、今言いましたように、都市の中でもかなりまじめに農業をやっている方がまだたくさんいらっしゃいます。そういう人と、それから実際の農家に言へば余りまじめにはやらない農家もありまして、まじめにやっている農家の土地をどういふ形で宅地に提供できるかというの、これはなかなか難しいと思ひております。そういう人たちは大体中世から、例えば江戸の初期に東京に入つて以来農家として農業をやつてきていて、まじめにやっています。たまたま周りが明治以降百年、特に戦後の四、五十年の間に都市化しているからサラリーマンに土地を売れといひたつて、自分たちは一体どこで農業をやつたらいいんだという大変な戸惑いと不安になつていま

して、そういう点でもそう簡単な話ではないのだらうと思ひています。そういう世田谷とか練馬の農家の人々と話をしておりますと、自分たちも追い出されるとか何とかいうのなら、例えば、環状七号線の中とか環状六号線の中で一階建てだとか駐車場に使つていこうとをもつと有効利用する、そういうことも考えてくれなければ片手落ちじゃないかと云われまして、私の方もなかなかそれ以上の説得は難しいという感じがします。

そういう意味で、大前氏の議論というのはちょっと見当外れでありまして、庶民に住宅を提供しなさいといふこととはわかりませんが、それと、ああいうような形の提言では実行性は大変難しいのじゃないかと私は考えております。

○神田委員 私も局長と同感でございまして、そういう議論が早くおさまらないかと思ひておるのではありませんが、同時に、有効な地価対策を實行していただかなければならないというふうにお考えであるところでありまして。

さて、昨日、参考人から集落地域整備法案の御意見をいただきましたが、どういふふうな形で地域整備法案を生かしていくかという問題の中で、地域計画のつくり方あるいはそういうものの中でソフト面を少し大事にした方がいい、ソフト面を大事にしようというふうなことを言っておられます。ですから、せっかくの法案でありますから、その地域に合った多様な考え方の中で、ハードな面はもちろんでありますが、ソフトを大事にする考え方を生かしていかなければならないと強く感じたのであります。その辺はどういふふうにお考えでありますか。

○鴻巣政府委員 今先生の御指摘のところが一番大事なところだと思ひております。従来、ともすれば、農村整備あるいは集落整備といひますと何かハード面の整備、園地整備をしたり道路や下水道整備をしたり、公園あるいは集会所をつくるというハードなことだけが表面的に理解されておるやうですが、実はこれだけ土地利用が混乱し、お

れの土地はどう使つてもいいじゃないか、勝手じやないかというエゴイズムを正しながら秩序あるといひますか、あるいは美しい村づくりといひますか、そういうことをやるためには、いろいろな多様な意思を話し合ひを通じて色分けをしていく、農業をやる人、農業から足を洗う人、しばらく農業をやつてから足を洗う人というふうな形の意向に沿つて、土地利用も宅地、農地というふうに分けていくのだらうと思ひております。そういうソフトをするためには、下からのといひますか、住民の手づくりの村づくりといひますか、町づくりが一番大事だといふことで、私も、ハードとともにソフトを充実しなければいけないとこれからも強調いたしていきつてもいいと思ひます。

○北村(廣)政府委員 私ども都市のサイドにおきまして、近ごろ、例えば大都市あたりを中心にコミュニティづくりだとかマイタウン何々というふうなことが叫ばれておるわけでございいます。しかし、考えてみますれば、確かに昔の江戸時代から明治にかけてのよき時代では、大都會でも周辺の住民といひては他人でございまして、既にまとまりのある仲間意識があつたわけでございいます。そういう意識が今でも残っているのが農村部であり、この集落地区であると思ひますので、あえてコミュニティづくりなどと言ふ必要はございません。今までの方々の住みよいと思ひていらつしやる、将来ともそういうところに住みたいと思ひていらつしやるそういう町づくりに心がける、これがきのうの参考人の御意見に沿つた集落整備かと思ひておる次第でございまして。

○神田委員 さて、本法案は、「農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もつてその地域の振興と秩序ある整備に寄与することを目的とする。」というふうな目的が明記されておりますが、現在、都市計画法及び農業振興地域の整備に関する法律などによりまして、計画的な都市開発や国土資源の合理的利用が制度化されております。新たにこの当該制度を導入する意義と前述の

法律との関連をお伺いしたいと思います。

○北村(農)政府委員 それでは、私も都市のサイドからお答え申し上げたいと存じます。

今の都市計画法の基本理念というのは、都市を整備するためにはやはりまとまりのある都市を整備をしたい、ついでには、今の都市というのはや

や拡散的にスプロール化する傾向がどうしても出てくるので、これを線引き制度によりまして市街化区域、市街化調整区域に分けて整備したいという

のがその発想の基本でございました。しかし、現実問題として、そういう厳しい線引きをいたし

まして、例えば市街化調整区域内でできる開発行為といふのは、農家にとつては住宅を建てる

場合には次三男の住宅であり、あるいは公共施設であり、あるいは病院というような住民の生活に

基本的には欠くことのない施設だけだということになつてまいりますと、実際そこに住んでいらつし

やる方々にとつてはなかなか不自由が多いわけでございます。そういう点を加味いたしまして、よ

りよい、住み心地のいい集落づくりという点からいたしますと、ある程度の町づくりの手法をこの

集落の方にも取り込んで、しかし、そうかと言つてこれを本格的に市街化するのではないといふこ

との手法をとる必要があるのではないかといふこととで、最初の「目的」に書いてございましたように

な趣旨にのっとりまして組み立てましたのがこの法案でございます。

○鴻巣政府委員 私どもも、ここ十五年ほど農業振興地域の法律でやってきましたし、その農

振の計画の中では農村生活環境整備も若干計画の中にうたうような形をやりましたが、さて、実際

やってみますと、私もが一番限界を感じますのは農業振興地域の整備計画でございます

で、当然、農地あるいは農地に関連しての用排水路とか農道の整備はできますが、農家が住んでお

ります集落の中の道路とか、農家が集まって相談する、それを非農家も使うというような集会所を

つくるとかいうところまでいきますと、宅地的な部分、その宅地的な部分の上に建ついわば上物と

いう施設については私どもの行政の境界の外になることがしばしば出てまいりまして、やはり農業

とか農政だけでは農村整備というのはどうもうまくいかなないのでないかと私は最近つくづく痛感

していただけてございます。

やはり農村整備あるいは集落整備というのは一省だけでできるものではないので、例えば土地利

用にしても、建設省と農林省がそれぞれの分担の中で提携してやらないとできないという趣旨で、

宅地的なところ、あるいはそれに関連する町づくり的なところは建設省にやっていたらいい、農業

とか農村あるいは村づくり的なところは私どもが分担をするということで、両省共同でやるという

いわば画期的な考え方でやつて、できるだけ市町村にとつても大変便利になりますか適当な、非

常に時宜を得たと言つては恐縮かもしれませんが、そういう制度を今回新しく御提案申し上げて

いる次第でございます。

○神田委員 終わります。

○玉沢委員 寺前殿。

○寺前委員 十六分だけ大臣に質問をすることが

できる機会を得ましたので、局長さんの話はまた屋から質問ができるそうですので、大臣に質問を

したいと思つてます。また、建設の都市局長さんは午後は何からと都合が悪いというお話もござ

いましたので、限られた問題だけについてちよつとだけお聞きをしたいと思つてます。

まず、今度の法律は、都市計画法に基づいて線引きがなされた調整区域という農村集落地域がある、そういう調整区域内において虫食い状態の古

い集落のほかに家が建つてくる、ちよつとぐあいが悪いじゃないか、それは農業を振興させるため

にもそういう無秩序の状態のままで困るから、この際に少し見直して農業の振興と集落の整備を

やつていこう、そうすると縦割り行政でもぐあいが悪い、だから建設省、農水省、統一的にやつて

いこうじゃないか、こういうふうなお考えが統一されていこうものが出来たという実態を反映する面が非常に多からうと思つてます。

そこで、そういう実態を日本の農業をやる立場からも考えていくとするならば、都市市街化、い

わゆる線引きで市街化地域になったところ、こ

でも現実には農業をやりになつていくわけであ

田んぼもあるわけですね。そうすると、こういうと

ころの都市農業の果たしている役割というものが現

实的には見直して見る必要があるだろう。確かに

線がないようなことになつてきたら都市住民にと

つても問題だし、あるいは何か災害が起つたとき

に避難の場所にもなるだろうし、また水害なんかの場合に遊水地帯としての役割も果たすだろう

から、いろいろな意味を持つて都市の中における農業といふのも重視しなければならぬと思つて

ます。そこで大臣にお聞きをいたしますが、調整区域内におけるところのそういう見直しを今日法

律でおやりになつておられるわけけれども、それで

は、市街化区域の中におけるところの見直し、都市農業を見直していく現実が存在しているという

立場から見詰め直して見る必要があるのじゃない

だろうか。見詰めるというのは、もつと積極的

に都市農業の振興策に打つて出るべきではないか、あそこは住宅供給地でございますと言つて見放す

というふうな態度はよろしくないのではないだろ

うか。基本的な立場をお聞きしたいと思つて

す。

そこで、お答えをいただきたいのは二点です。

というのは、都市農業の中において長期営農継続農地制度として十年、この営農継続される人々

に対するところの宅地並み課税というのを留保するところという扱いをやつてきています。これはやり始め

てからまだ五年ぐらひです。ところがもう見直せという話が出てくる。私はほとんどない話だと思つて

えるようなことはしないようにすべきだ、もつと積極的に援助をすべきだというのが一点です。

もう一点は、この市街化区域内におけるところの農地助成政策を見直してもつと積極的に打つて

出るべきだというふうに思ふのですが、あなたの見解はいかがなものだろうか。以上です。

○加藤国務大臣 まず、宅地並み課税の点についてお答えいたします。

市街化区域内にある農地は、都市計画に基づきまして、都市施設の整備の進展等により次第に宅

地等に転換される性格のものであります。しかしながら、都市施設の整備のおくれなどもあり、市

街化区域内において現に農業を継続的に営む者が相当数おります。このため、これらの方々の立場

をも考慮しまして、御存じのように四十九年に生産緑地制度が設けられ、また五十七年に、た

だいまおつしやいました宅地並み課税の見直しが行われ

ました。その際、長期営農継続農地の制度が設けられたところでございます。したがつて、市街

化区域内農地につきましては、計画的都市づくりと農業を継続しようとする者の意向との調整を図

りながら、宅地等への転換が段階的に進められていくべきものと考えます。宅地並み課税を含め、

市街化区域内農地の宅地化の促進のための方策につきましては、関係各省で中長期的な課題として

検討を進めておることになっておりますので、当省としましてはこのような立場から検討に加わつて

いきたいと思つております。

第二番目の、積極的に農業投資をやつてはどうかという御意見でございますが、本法による措置は、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に図るものでございま

して、営農条件の整備を促進するような農地の整備等を行うこととしておられるところでございま

す。しかしながら、農業振興地域の外である市街化区域については、おおむね十年以内に優先的かつ計

画的に市街化を図るべき区域とされておりました。都市施設の整備に際しては、防災事業等を除き、基

が見込まれること等から、防災事業等を除き、基

盤整備事業その他、効用の長期に及ぶ農業投資を
行ひ意義があるとはちよつと考えられないところ
でございます。

○寺前委員 あなた、だれかの話を聞かされてい
るような感じがすけれども、さつき局長さんは大前
さんの本についての批判をやっておられました。

偏見だと言わなければいい話でしてよ。さつき何か
言っていたようにしたね、まじめに農業をやつて
いる人に対してあんな見解は戸惑いを感ずる、そ
してまじめに農業をやっている人にああいう話で
は説得が難しい、現にまじめに農業をやつておら
れる人が存在しているという話をやっておられ
た。まさにそのとおりですよ。本にまじめに都
市の農業をやつておられるし、そのことの持つて
いる近辺との関係が非常に重要な位置を占めてい
ますよ。そういうことを考えたら、これは全部市
街化していくのだ、十年間に段階的にやっていく
のだ、したがって、それに対するところの見直しの
中長期の計画を組んでいくのだというのは農林大
臣の言葉なんだろうか、本に。私はそう思ふね
ですよ。それで、現に私は昨年、参議院で話を聞
いておいたら、農林大臣自身が、そんな宅地並み
課税の方針をくるくる変えるようなことはできぬ
という旨の話をしゃべっておられたじゃないです
か。そうすると今の発言というのは全然違ふとい
うことになるので、だれかの書かれたようなそん
なことを言うているようでは大臣の値打ちがな
くなるじゃないですか。腹の底からはきつりと、ま
じめにやっておられる都市農業の支え手の人々、
その人の立場にこたえるような税制というものの、
補助政策というものをやらなければならぬとい
うことをもう一度きちつと示していただきたいと
いうのが一点です。

それから第二点に、今度の集落地域整備法案を
めぐってみんなが一番心配しているのは、この調
整区域内に新しい投機としての姿が入ってくるの
ではないかという心配がされる。だから、それを
とめるところの歯どめは一体どうなっているのか
ということをとだたもみんなお聞きになるという

のはそこだと思ふのですよ。さつき都市局長のお
話を聞いていましたら、二点ほど言っておられま
した。既存の集落を大幅に変えるようなことはし
ないとか、あるいはマンションのようなものを建
てて、景観という言葉をお使いにはなりませんで
したけれども、合わないようなものにはしない、
そういうような集落整備をやっていくのだという
方向づけの発言がありました。皆心配するから、
そういうことをはつきりしてほしい、歯どめをは
つきりしてほしいという質問が出てくると思ふの
です。

そこで、私はせっかく大臣のおられる間だから
聞いておきたいと思ふのですが、そういう投機の
対象にしないようにしていこうということになる
ならば、今度の法律案によつて集落地区計画とい
うのを立ててみる。そうすると、一方では農業
振興地域というものが確立されてくるという関係
になるわけでしょう。土地基盤整備をやつたり振
興していく。私は、本にまじめに農林大臣の
やられていくというのだったら、集落地区計画、す
なわち集落の分野の計画だけがひとり歩きして、
基盤整備の方、農業振興の方向の計画の方はそ
ちのけだつた、こうなつたら、やはりこの法律は
開発が目的だつたなということになつてしまふと
思ふ。必ずこれは統一的に実施するようにするの
かどうかという問題をその次に聞きたいわけ
です。

さらに問題は、計画を下からさせていく必要が
あるということになつたら、これは農業委員会
で実行する段階になると土地の転換問題が出てき
ますから、したがって、計画段階に農業委員会と
土地改良区、そういうところの諸君たちの意見を
きちんと反映させることへの保証を考えているの
かどうかという問題。

それから、この集落地区計画として家を建てて
いく地域ができてくるということになつてく
ると、いい土地がそこへできたのだからということ
でそこにまた別な意味の宅地並み課税、別の計画
税が加わつていって、固定資産税やそういうもの

がまた違った扱いを受けていくという新しい宅地
並み課税というような問題は考えていないのだろ
うな、そんなことはさせないだろうな。言ってい
る意味、わかりますか。計画区域で別の意味の線
引きを始めたならその値打ちが上がつてくるとい
うことで、また税金をそこに新しく考へていくと
いうようなことはさせないという方向を持つてい
るのかどうか。

そして最後に、ここでの議論をしてお
つたこの法律というのはいちど歩き始めていま
すから、討論されているような内容が、例えば、
先ほど建設省の方はこういうふうな集落地域をつ
くっていくのだという、私は一番最初聞いたとき
は二点聞きましたので、ああいふような内容とい
うのは通達なり何らかの形で制度として残され
ることになるだろうと思ひますが、それはどうい
う制度として残されていくのか、指導方法が確立さ
れていくのか、それを聞かせていただきたい。

以上です。
○加藤国務大臣 先ほどお答えした中で、私が参
議院で言ったのときより衆議院で答弁するのと違
うのではないかとこのことがありました。参議院
で答弁したのはたしか昨年でございますが、本
来、土地にかかる税制というものは、基本的には
くるくる変へてはならないものであるという税と
しての基本的な考え方を申しておつたわけござ
います。今回の整備法の法律に従つての御質問が
ございましたから、それに即応した答弁、現実に
ありますところの都市計画法の中身に沿つたお答
えをいたしたわけでございます。

それから、後で両局長からお答えいたさせます
が、いやしくも今回の法律によつて新しい土地の
投機を引き起こしたり、あるいはまた投機の呼び
水になるようなことは厳に戒めるために、あらゆ
る方途を講じていくということを申し上げておく
次第でございます。

○鴻巣政府委員 あと事務的に補足いたします
と、第一の大臣の宅地並み課税のときのお話は、
現在、地価対策閣僚協議会で中長期的な課題とし

て検討するという趣旨のことを言われたものと私
は考えております。

それから、二つ目の先生のお話の中で、市街化
区域の中でやつていいじゃないかという助成で
は、これは御承知のとおり四十四年ですか、繰引
きが始まつて以来、現在、災害復興事業とかある
いは集出施設をつくるのか、そういうことはや
つておるわけですよ。あるいは簡単な機械とか野菜
の価格安定とか共済のようなことはしたしかやつ
ていると私は記憶しております。ただ、土地改良の
ように、一たん投入いたしますと十年とか十五年
とかその効用が長持ちするものはやはり市街化区
域の建前からいって合わないものですから、そ
ういふ長期的な効用のものはやつていませんが、短
期的な効果のあるような農業助成であれば今もや
つております。

それから三つ目は、私どもの集落振興計画と建
設省の都市計画サイドの地区計画とは、同時並行
的に十分連携をとつてやる考えでございます。そ
れについて十分指導もいたしたいと考えておりま
す。

それから最後に、農業委員会あるいは土地改良
区等で、私どものつくりまします市町村の集落の振
興計画の策定の段階でよく意見を聞いたらどうかと
いうことについては、それらの団体なり機関の意
見を十分聞くように指導いたしたいと考えており
ます。

○北村(廣)政府委員 初めに税金の点をお答え申
し上げます。

宅地並み課税がこの集落整備の行われた地域に
も入ってくるのではないかとこの点についてござ
います。が、整備された集落が宅地に転換い
たしました地域につきましても、その集落の普通
の宅地並みの課税対象である固定資産税の対象と
なる。これは、固定資産税は現況主義でございま
すので、現況宅地ならば宅地になるということ
でございます。ただ、宅地並み課税と言われており
ますのは、農地を宅地と見なして課税するという
ことでございますから、これについてはこの地域

については問題ございません。農地については農地のままということでございます。それから都市計画税の関係でございます。これは市街化調整区域のまま線引き関係の変更はいたしませんので、都市計画税というものは、一般的にはこの計画を施行したところで課税されることにはなりません。

それから、スプロール化し、あるいは土地投機の対象となるようなおそれがあることに對する歯どめの担保は何かということでございますが、地区計画はかなり重みのある計画でございます。例え、細かい道路の状況とか宅地の規模あるいは建物の最高の高さというようなものをその集落にふさわしいように定めていくわけでございます。そうしますと、その制限の中で土地を利用するということになりまして、どうしても利用の形態というのはいさげ二階建てのしかも一般の戸建て住宅、店舗といったにしても大型店舗は建たないというようなことになってまいりますので、その利用形態から申しまして、ただいまのようなスプロール化あるいは土地の投機というようなことにはつなげてこないというふうに考えております。

○寺前委員 通達か何かでそういうのは出されるのですか。

○北村(廣)政府委員 この地区計画はある程度強制力のある計画でございますので、その計画を定める指針というものは、ただいま御質問にありましたような通達あるいは要綱等によってしっかりと届け、また市町村に申し伝えたいと存じます。

○寺前委員 終わります。

○玉沢委員長 石橋大吉君。

○石橋(大)委員 集落整備法案に関する論点は今までの質問でほとんど出尽くしたかと思ひますが、そういう意味で、できるだけ重複を避けながら幾つか質問をしたいと思ひます。

まず初めに、非常に基本的な問題点ですが、戦後の農政の転換と農地法の改正の経過をたどりながら農水省の見解を少しお尋ねをしておきたいと思ひます。

思ひます。

御承知のように、戦後、寄生的な地主制度を解して自作農制度を創設するという観点で農地解放が行われまして、いわば自作農主義を中心にした農地法が昭和二十七年に制定されました。その後、昭和三十六年からいゆる農基法農政の展開、一方における高度成長の経済の発展という過程を通じて農村からたぐさんの労働力が大都市へ流れた。一方で機械化その他が進んで、いわば自作農主義的な農地制度というものがだんだんそういう情勢の変化に合わなくなってくる。結果、御承知のように昭和四十五年の農地法の抜本改正によって、いわば自作農主義的な農地法が借地農的な農地法に大転換をするということになりました。そして同時に、日本経済の高度成長の過程でさつき言いましたような劇的な変化が進んでいく。国土、資源の有効な利用という観点から土地の利用というものを根本的に見直さざるを得ない、こういう状況に直面をして、先ほどから議論になっておりますいゆる都市計画法が昭和四十三年に制定される。この都市計画法を制定した背景を振り返ってみますと、一つは、都市周辺での地価高騰が土地利用計画の大きな阻害要因になったということ、もう一つは、都市化の進展に地価をされた地価の高騰が農地の資産化と商品としての土地所有を進め、農地転用の緩和が農地の内部からも求められた、こういう二つの背景があったと思ひます。

しかし、この都市計画法による都市側ないしは建設省サイドからの土地利用計画、土地の再配分に対して、農業者または農水省サイドから出されたのが、農地の計画的確保と農業地帯の保全と振興を目的にしたいいゆる農振法、農業振興地域の整備に関する法律、昭和四十四年であります。これは私も余り勉強していませんが、歴史的な経過をたどりまして、都市計画法に対する農業者側の領土宣言であったというふうに評価をされた向きもあるわけでありまして、そういう意味では、農地の保全と農業振興の確保を図るための非常に重要な立法であったのではないかと、こういうふうに思ひます。

この農地法や農業政策の変化に伴う土地政策の推移をたどって見ますと、今度の集落整備法案は、集落の整備という、ある意味では非常に限定された地域の問題のように見えて、実は大変大きな底流の中から出されてきた問題ではないかと思ひます。表現が適切かどうか知りませんが、せっかく農振法で領土宣言をした農振地域の真ん中に、この集落整備法によって都市計画区域を設定して都市計画の手法を導入しようというわけでありまして、先ほどから繰り返して質問が行われておりますように、もしこれによって新たに大規模な農地の転換が進むとすれば、これは農業と農政の大きな後退につながりかねないと思ひます。

そこで、この点に關連をして伺っておきたいと思ひますが、この集落整備法案を具体化することによって、新たに一体どれだけの農地の転換が起こってくるのか。都市近郊とはいへ、対象となる地域の農地は比較的規模も大きくて、優良な農地が多いのではないかと申すわけであります。こういう形で農地の蚕食を許し、その拡大が際限なく進むとすれば、日本の農業を土地政策を通じて掘り崩していくことにもなりかねないと思ひます。そういう意味で、農政全体のマクロの観点からもしつかりと歯どめをかけておく必要があるのではないかと、こういうふうに思ひます。この点についてまず最初に、歯どめ策を含めてどういうふうにお考えになつてゐるか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○鴻巣政府委員 御指摘のような議論といふことが考え方は、私たち自身も検討の途中であつたわけでありまして、市街化区域の中で、原則として開発が認められないところで都市的な開発だけを専らやるような案が出てくれば、恐らく私たちとしては、それに対しては大変否定的な態度といひます。それからいかにざるを得なかつたのだらうと思ひますが、私たち自身の農村とか農業の中で

も、だんだん中核農家といひますか担い手農家が少数になり孤立をしていく、兼業化が進む、そして十人のうち八人までは兼業農家になる。その土地もあちらこちらばらばらになつてきてまして、農地改革後自作農が自分の手に入れた後やがて兼業になり、兼業がそのままいくと今度は投資で所得を得る農業は片手間になつて、最後になると、自分の土地はどう使つてもいいからというので、ある日突然に田んぼの真ん中を埋め立ててガソリンスタンドを建てる、その排水を周辺の水田に垂れ流すというような問題すら起こつてゐるわけでありまして。そういうように、市街化調整区域の中で特に最近人口もふえてきてゐる、あるいは兼業化も著しい集落は、いわゆる純農村のようなところとかなり様相が変わつてきてゐまして、私も、農業をやる方も面として農地を確保することが難しいし、人口がふえる方も、ばらばらになつてゐる形で乱開発されては困るという問題に当面してゐるわけでありまして。

そこで、私どもとしては、農地は農地として守るという意味で、今言つたような集落の中では、農業をこれからもずっと続けていきたい人、それから、もう高齢化したとか兼業に傾斜してゐるから農業はこれで足を洗いたい人、それから五年から十年農業を続けた後で高齢化して隠居する、後継ぎも帰つてこないからその段階で農業から足を洗いたい人、多様な意向に分かれておりますので、まずそういう意向を徹底的に調べた上で、そういう意向別に土地利用をまとめていくことが必要だろふと思ひます。そして、農業を続ける人は集落の周辺に農地をまとめておいて、農振の白地、たとへば農用地区域でないところであつても土地改良投資を入れて農業が続けられるようにしてあげなければいけませんし、それから、もう足を洗いたい人は集落と隣接するところに土地をまとめて、その農地を宅地化するというようなことを農地整備あるいは換地の手法を通じてやっていくということが今一番必要な時期だと思ひます。そういう意味で、集落の周辺部分は農

八〇年代前半を通じて、日本の農業のあり方はもちろんでありますけれども、国民生活全般に、よきにしろあしきにしろ非常に大きな影響を与えているのは臨調の何回かにわたる答申だと思うのですが、この臨調の答申の中で、例えば第三次答申、昭和五十七年七月三十日には、農業基盤整備に関連をいたしまして「農業生産構造の再編に対する誘導機能を十分發揮させるとともに、農業の生産性向上に資するような事業に重点を置いて推進し、生活環境施設整備は抑制する。」こういうふうに書かれておるわけであります。そして第五次答申、五十八年三月十四日も、同様に「農村総合整備事業費補助」の項で、「生活環境施設整備に対する補助については、前項の『新農

業構造改善事業費補助金」と同じように、補助対象を生産性向上に直結する事業に重点化するため、集会所施設等の生活環境施設の整備に対する補助は、農村地域の共同活動の助長等のために必要最小限度のものに限定し、総額を縮減する。」という方向をとると言われておるわけであります。

先ほどから言われておりますように、私も最後に財政問題をちよっと聞きたいのですが、せっかく制定をされたこの集落整備法案が多くの皆さんの期待にこたえて実効あるものになっていくためにはかなりの新たな財政支出が必要だろうと思うのです。これに対して臨調の答申は、今申し上げましたように極めて抑制的な態度を打ち出しておるわけであります。この新しい集落整備法案の関係に限って言えばそういう臨調答申は無関係だ、拘束をされない、こういう立場に立っておられる

のかどうか、一点だけお聞きをしておきたいと思
います。

○鴻巣政府委員　今御指摘のように、臨調答申で
は、農村地域の集会所といったような共同活動の
助長のために必要最小限度のものに限定しろとい
うように指摘をされておりますが、私ども、この
法案で集落整備を行います場合には、今お話のあ
った臨調答申の指摘の趣旨を念頭に置きまして整

それからもう一つ、先ほど、五百三十五万ヘクタールの中のどの程度をカバーするのだというお尋ねでちょっと言い間違えたので訂正のお許しを得たいのですが、一集落百ヘクタールですから、六千集落ありますと六十万ヘクタールになります。六十万ヘクタールですからちょうど一〇%をカバーするという事で、一けた間違えました。お許しを得たいと思います。

○石橋(大)委員 次に、対象地域の問題について、今までも大分質問がありましてお答えが出ておりますが、もう少し補足的に質問をしておきたいと思ひます。

対象地域については二重三重の縛りがかけられておるよう思うのです。一つは都市近郊に所在する農村、そして二つ目には相当規模の農用地、相当数の住居等の条件、そしていわば農振地域と都市計画区域の重複地域、こういうふうな三段階の縛りがかけられておるよう思うのです。対象戸数や相当規模の農用地については、先ほどから話がありまして明確に答えがありましたからおきますけれども、都市近郊に所在する農村、これは五千ないし六千という数からいへばすべての都市近郊の集落を対象にしておるのだなという感じはしますが、大都市近郊だけに限定をするのか、五万、三万の大都市の近郊まで含むのか。五千、六千ということである程度答えが出ておるよう思う思ひますが、念のため、この点をお伺いしておきたいということが一つ。

それから全体の地域整備、さっきお答えがあったかもしれないが、これは何カ所くらいに考えておるかということ。それから、一カ所の地域整備はおよそ何年程度で完成させる目安か。十年ということになるのかどうか、もっと短期間でやられるのかどうか。

それから、関係地域の協議を重ねた結果、現在の農地が百ヘクタールあっても整備をした後八十ヘクタールくらいになるというようなことが起こると思うのですが、その場合でも地域の関係者の協議が調えばお認めになるのかどうか、ここの

点をちょっとお聞きをしておきたいと思ひます。以上です。

○北村(廣)政府委員 まず、私どもの関係のところからお答え申し上げたいと存じます。

都市近郊の意味でございしますけれども、私どもとしては特に大都市地域に限定することは考えておりません。市街化調整区域に入っていればいいということでございますから、中小都市も当然入るわけでございします。

それから第二点でございますけれども、先ほど整備の予算的な裏づけのことをお聞きいただきましたが、私ちょっと手を挙げかけました次の質問に移りましたので、補足させていただきます。

予算的には、建設省としても農林省と十分手を携えて実行してまいりたいと考えておりまして、それ相応の予算の獲得に全力を挙げたいと存じます。

○鴻巣政府委員 この法案と関連いたしました、私も、六十二年度予算で、農業集落整備事業といたしまして調査地区で十四地区、それから着工地区で十地区程度を予定いたしております。なお、農村総合整備事業といひますのは四十七、八年ころからやっておりますので、そういうものを入れますと全体の予算は相当なものになっておりまして、農村総合整備事業全体の事業費が千三百二十七億二千五百万、うち、国費が七百二億四千五百万というのが六十二年度予算でございます。この中には、農村総合整備パイロット事業とか農村総合整備モデル事業とかあるいは農村基盤総合整備事業、それから農業集落排水事業といったものが含まれておりまして、現在そういう地区は全体で、事業が継続中なもの、これは新規も含めまして、千七百九十三カ所に上っているわけでございます。

○石橋(大)委員 時間も迫りましたので、時間の範囲内でさらにお聞きをしたいと思います。全国的に一応都市近郊の集落地帯を対象にする。基本はそうであるが、今六十二年の関係でいへば調査地区が十四地区、着工十地区というふうになるわけでありまして、どうしても優先順位を決めざるを得ない、こうなると思ひます。一方でこの法律に対するそれなりの期待も全国的にあるわけでありまして、この指定をめぐって猛烈な陳情合戦なども演じられることになるのではないかと心配をしておるわけでありまして、できることなら余り政治的にやらないで、客観的合理性のある基準に基づいていろいろな点から優先すべきものを優先していく、こういうことにならなければいかぬと思ひます。この優先順位の基準などについてどういうふうにお考えになっておるのか、お聞きをしたいと思います。

○鴻巣政府委員 法律に書いてありますように、土地利用が非常に混乱を起している、しかも事業を早急に実施しなければならぬ必要性がある、戸数とか農地なども基準を満たしているというところからできるだけ客観的に公平に選ばせていただきたいと思ひます。あとは事業の執行体制あるいは住民の意思のまとまりのぐあい、そういうものを十分参考にして、公正かつ的確に選ばせていただきたいと思います。

と、一番真つ先に出てくるのはやはり水問題なんです。特に生活排水の問題をどう処理するか、これによってある意味でこの集落整備法案が具体化できるかできないかという一番大きなかぎになるんじゃないかということを言っているわけなんです。そこで、規模の大きさによって効率的になるのかどうか知りませんが、この水問題を処理するために下水の処理問題をどういうふうにお考えおられるのか。今のし尿処理施設の二次処理程度では、とてもじゃないが農家の立場からするとなかなか簡単にうんと言うわけにいかない、関係者の間で場合によっては大きな争いの焦点になる、こういうようなことを非常に心配しておるわけですが、この点をひとつ伺っておきたいと思ひます。

○北村(廣)政府委員 私どももいたしまして、集落整備にとりましては水問題の処理が計画の中の最大の問題点かと認識しているわけでございします。ただいま私どもで、全国的に排水処理、下水処理の市町村とあるいは県単位のマップと申しますか、全体としてこういう構想でやれば一番ベターじゃないかなというふうな絵をかくておるところでございます。この中でいろいろ関係の、建設関係ばかりじゃございません、農林関係の方々とあるいは市町村の方々の御意見も聞いて全体の排水処理、下水処理の構想を固めてまいりますと、やはりいろいろの知恵が出てくるわけでございします。最適な処理あるいは農業の用水に影響を及ぼさない排水処理というものの知恵も出てまいりますし、あるいは事業、近ごろパイオ関係の研究なんかでも大分進んでおりまして、簡易かつ効率の高いような排水処理の設備というものも研究開発中でございします。こういうものを総合的に農林サイドと御相談しながら、最適なシステムで集落整備の排水に取り組んでまいりたいと存じます。

○鴻巣政府委員 私どもの方も、集落排水というのはやはり農業用水の水質を守る、あるいは生活環境を改善するという事で大変大事なことだと

と、先ほど、例え今度百ヘクタールの農地があつたけれどもみんなで少し宅地に転用して八十ヘクタールになる、そういうものでも認めるのかというお話でございましたが、これは大体将来の人口の見通しがそういう面に合っているということ、そういう人口見通しにちょうど沿ったものであるということ、町村全体がそういう方向を決めて、しかも、基本方針の段階で県からもそういうことで妥協だというように認められたものについては、農地が百ヘクタールが八十ヘクタールになるものであつても、それは住民全体の公平な総意のあらわれであると考えまして採択することになるとおつております。

○石橋(大)委員 次に、私も水の問題について一点だけ、これは建設省の方からしませんが、お伺いしておきたいと思ひます。

この集落法が具体化されるに当たって、自治体の農林関係の部局、建設関係の部局の意見を聞く

思っておりまして、四十八年に農村整備の一つの工種として実施をいたしました。以来、数もふやしてありますが、特に昭和五十八年度には、いろいろ要望も強いものですから独立させまして、単独の事業制度を創設いたしました。予算も公共事業が抑制されている中で大幅に伸ばしてきているわけです。ちなみに農業基盤整備費の伸び率、五十五年を一〇〇としたとしますと、農業基盤整備費全体は六十二年で九五％とマイナスになっているのですけれども、集落排水を含みます農村総合整備全体では一二・五％と、三割くらい伸ばしているという形にいたしております。私も、さらに六十一年度には、下水道事業債の対象となるというような形で制度的には充実も図っております。また最近ですと、湖沼法とかあるいは琵琶湖の総合開発特別措置法などで、特に水質保全に係る事業として社会的な要請も強まっておりますので、この集落排水事業は今回の集落整備法案の中で重要な役割を果たすと考えておりまして、これからもその充実にも努めてまいりたいと考えております。

○石橋(大)委員 最後に金の問題について、さっき言いましたように念のためお伺いをしておきたいと思っております。けさほどの大臣答弁でも、本法の具体化に伴って内需拡大の面でも非常に大きな効果があるのではないかと、これを大臣みずから言っておられるわけですが、今の経済情勢の中でこの集落整備法案が内需拡大の面で大きな効果を持つためには、先ほどから再々申し上げておりますようにかなり思い切った財源の措置をしなければならぬ、そうすることなしに内需拡大の面で大きな効果を発揮することはないだろうと私は思うのです。それで、先ほど来両方の局長さんからお答えがあつておりますが、もう少し具体的にお聞きしたいと思ひますのは、かなり長期にわたつて非常によくさんの集落の整備をしなければならぬわけですから、これを具体化するためには、例えば第一次、第二次、第三次の土地改良の長期計画のよう

な長期計画をつくつて、ある程度計画内容を具体化しながら財政的な財源の見通し、裏づけについてもはっきりさせる、こういうことが必要なんじゃないかと思うのです。御承知のように、昭和五十八年から六十七年までの十年間の計画のもとで今進んでおる第三次土地改良長期計画は、十年の間で三十二兆八千億円という総額を見込まれておるわけですが、こういうようなものをお持ちになつておるのか、あるいはこれから立てていかれるのかどうか、この点だけちょっと最後にお伺いしておきたいと思ひます。

○鴻巣政府委員 現在の第三次土地改良長期計画の中で農村環境整備の事業費については、実は積算の基礎として当時のいろいろ試算はいたしておりますが、公式には単独の事業費としては決めていません。ただ、私も見ますと、五十八年度から六十二年までの五年間にこの農村環境整備の事業費は、集落道路をつくるか、あるいは排水処理施設をつくるか、あるいは排水施設をつくるかといったようなもので大体四千四百十億円を投入したと推計いたしております。今のお話は大変貴重でございまして、これから長期のかつ計画的に農村整備を進めるために、いわば独立の計画をつくるのがいいのか、次の長期計画の際に一つの柱としてその中に入れた方がいいか、まだいろいろやり方もあるかと思ひますが、これからの問題として検討させていただきたいと思つております。

○北村(廣)政府委員 ただいまの点につきまして、農林水産省と十分相談して検討してまいりたいと思ひます。

○石橋(大)委員 時間が来ましたから終わります。ありがとうございます。

○玉沢委員長 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 集落地域整備法の問題について質問してきたいと思ひます。

昨日の三人の参考人の意見を聞いておりますと、いずれも、この法案はいい法案だから早く成立させてほしい、こういうことに結論がなつてい

ろいろ話のやりとりがあつてこういう法案ができただけですが、さてこれを本場に立派なものにしていくかどうかという問題は、農業政策の面とも一つは都市居住環境整備の面の二つをどのよう

に調和させるかというところにポイントがあるように思ひます。

そこで、あるいは質問があつたかもしれませんが、今日までそれぞれの内部で議論をしてそれをまとめ上げておる中で、これからこの法案を進めていく上で困難だと思われる点があるとすれば何が困難かということについてひとつお話をしたい。ただ、これを克服していくためにお互いが努力をしなければならぬと思うのです。そういう点についてはどういふ点とどういふ点が問題になつたのか、この点だけをひとつ明らかにしてほしい。経過措置として、また前に進むために必要のポイントだと思ひますから、その点をひとつお願いしたい。

○鴻巣政府委員 私ども、十五年ほど前から市街化区域と市街化調整区域の線引きをして以来、いろいろの意味で建設省とおつき合ひと言つてはおかしいのですが、いろいろな形で連絡なり調整がございました。その積み重ねが今日生きていると思ひますが、農村整備の場合にはその積み重ねのほかに、やはり同じ農村を農政サイドから接近する場合と、それから都市計画サイドから接近する場合と、それぞれ手法も目的も違ふものですが、どうしても今まではばらばらでやってまいりました。しかし、これだけ混住化が進み、また兼業化が進み、集落の中でむしろ農家よりも非農家といひますかサラリーマン世帯がふえてまいりますと、農林省だけで農村整備ができるわけではなく、私たちが考えてまいりまして、私は昨年の十二月に北村都市局長のところへ参りまして、集落整備の法案を提案したい、ついでには農林水産省一省でやるものではないので共同でやりたいといふことで、検討してもらいたいという申し入れをいたしました。実際にそういうような形で今御提案のような話によりやく実つたわけですが、都市

計画の手法と農振制度の中でやってまいりました手法は、いろいろな意味で性格も経緯も歴史も違つておりますので、手法そのものについてもまだいろいろの違ひがございまして、法案を提出する傍らで、都市計画の専門家と私どもの農業土木の専門家がいろいろの意味で手法なり考え方の意見の交換をして大変有益でありましたが、やはりこれからはハードな面とソフトな面をどう結合させるかということが一番大事だろうと思つております。

今申しましたように、兼業化あるいは混住化社会になりまして、農家がだんだん少数になり孤立化をしていく、しかし農業をやるにはまとまった農地が欲しい。またこういう集落ですから、農業から今すぐ足を洗いたいとかもうしばらくしたら足を洗いたい、あるいはもう農業に全く関係ない人がそこに住み込んできているというわけですから、そこをどういふふうに住み分けるかというのが大変大事でございまして、百軒あるいは百五十軒、二百軒とまとまった集落の中で多様に分かれている価値観とか考え方とか、生活様式とか生活に対する意識とかいろいろの中で徹底的に意識調査をし、その意識をグルーピングをして、そのグルーピングに応じて土地利用を集团的にまとめて考えていく、ハードよりもそういうソフトが非常に大事である、ハードとソフトをうまく結合していくことがこれからは両省ともに大事であろうというのを今つくづく考えている次第でござい

ます。

○北村(廣)政府委員 都市サイドからのお話を申し上げます。

私も最初この集落地域整備法の必要性を感じてまいりましたのは、検討の経緯からすると四、五年の長きの経緯があるわけでございます。昭和四十三年に都市計画法が施行されました。昭和四十四年に都市計画法が施行されてから、引き継ぎ制度が導入され、そしてその実際の過程の中で実はさまざまな問題が生じてまいりました。その一つが、私自身も地方に何度か勤務したことがございまして、詳しくいろいろ具

体の例として承知しているわけですが、やはり今の線引き制度が非常に画一的であり、厳し過ぎる。例えば、一つの法律上の線をもちまして市街化調整区域に編入された地区につきましては、住宅を建てる場合でも、端的に言えば農家の次男、三男の住宅しか建たない。ところが、現実問題としてさまざまな例が生じてくるわけですが、次三男対策として都会に行っている息子に帰ってきてもらいたいということで家を新築した、ところが息子がどうしても帰らたくないと云ってあいてしまった、それを都会の知り合いの紹介で人に貸したというような事例がありますと、その集落の中では一々もつとだということとは承知していらしますが、まともに人に貸したいというようなことで申請されればそれは許可にならないかというように、随分さまざまな実態上の問題が生じているわけですが、

現在のその集落の実態を見ますとかなり混住化が進んでおりまして、その混住化というのが決してよから来た人たちだけの混住ではございません。農家の長男と生まれまして、たまたま本人の希望なりその家の環境あたりからお勤めに出られまして、やはりその集落に住んでいる。本人の職業からいいますと非農家でございます。そういう方々とかそういうものがいろいろ混成いたしました、これはやはり集落にいたしましたもあある程度都市的手法で開発をし、居住環境を高めなければいけない、こんな感じを持って都市局サイドとしても検討してまいったわけでございます。

たまたま、ここ一年くらいの間に構造改善局長の鴻巣さんの方から私どもに、構造改善局、農林水産省のサイドとしてもいろいろ問題点は承知している、これは両省手を携えて行いべきではないかという御提案がございました。非常に率直な意見を交換いたしました。鴻巣局長は国土庁の土地局長をせられた経験がございまして、この面の両省サイドの問題点については非常にお詳しい實際上の御経験をお持ちでございます。そういうこと

で、問題点は問題点として、かなりお互いに意見の対立する点もございました。農林サイドとしては市街化調整区域ということにしておきながらなぞ都市的サイドが出てくるのか、市街化区域の拡大というものは既にある程度現実的な問題として応じている、市街化調整区域という面では考慮はできないのかというような問題点があったわけでございます。しかし、実態と問題点の認識を同じゅうする以上、歩み寄りあるいは合理的な方法の解決策があるはずだということで、さまざまな実務サイドとやりとりしながらまとめてまいったのがこの法案でございます。その経緯を考えますと、私どもとしては、実際の集落環境に根を置いた実務的な事業としてできるだけいい事業としたい、こんな感じで両省相携えて考えている次第でございます。

○竹内(彦)委員 それぞれの経過があり、問題点を克服されるという形になります。この法案が間もなく参議院で成立するということになる。これは執行になります。そのときに運営をする中央の窓口というのは、法案がそうでありまして農水省がなると思いますが、現在の構造改善局の中に何かそういう特別な課を設けるのか、それとも建設省と農水省との間で何かそういう機構をつくって推進をするのかという、この運用についてはどのような形でやられますか。

○鴻巣政府委員 今までも、私どもの構造改善局の計画部地域計画課にこの法案を提出する作業をいたしました。室がございまして、その室を軸としてこれからやりたいと思っておりますが、だんだん事務もふえてまいりますので、必要に応じて組織の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○北村(廣)政府委員 建設省サイドにおきましても、この仕事はかなり内容も充実でございますし、将来、全国的にかなりの規模が出てまいらうと存じ上げております。やはりそれ相応の体制の整備は図ってまいりたいと考えております。○竹内(彦)委員 ぜひこの経過を踏まえて将来の

展望をして、お互いの持ち分を生かしながら、整合性を確かめながら進めてまいりたいということとをまずひとつ要望します。

続いて、線引きというのは五年ごとに見直しをする。そうすると、現在の線引きの事態は恒久化されたものでもないし永久なものでもない。そうであるとするれば、かなり長い間には移転をしますね。実際のところ四万三千の集落が対象になり、二百万ヘクタールというものを対象とするということではどうなる。そうすると、それが一年の間に大体百ぐらいのことになればこれはかなりの時間を要するわけでありまして、その間にいろいろな変動、変化があるだろう。四全総にしても、東京一極集中が今度は多極分散という方向になったということは甚だ結構だと思いますが、これらとのにらみ合わせの中でこの問題も考えていかなくてはならないわけで、そういうようなことが当然あると思うけれども、この点はどのように展望されますか。

○鴻巣政府委員 恐らく、農村社会の経済あるいは社会の変化においてそれは弾力的に対応していかなければならないと思っております。先ほど来申し上げたようなことで私ども、戸数あるいは農地面積の当面の指標というものを考えておりますが、これはやはり世の変遷、移り変わりに従って弾力的に考えたい。その意味で法律でも、相当規模とか相当数というふうに申し上げている次第でございます。

○北村(廣)政府委員 ただいま構造改善局長の方からも申し上げたとおり、建設省としても、社会経済情勢の変化を見ながら弾力的に対応してまいりたいと存じます。

○竹内(彦)委員 特に海外からの要請もあって内需優先ということが言われておりまして、内需優先ということになると、やはり東京とかを中心とした三大都市については地価の値上がり非常に大幅なものであつて、住みにくいという形になっている。そうすると、東京から五十キロ、六十キ

ロという、今業務核都市と言われているようなところが一つのポイントにもなるだろう。そういうところ今の対象になる土地があるというように、ことを考えてみたり、あるいはまた山村の過疎地帯がどうなるかということも考えると、東京を中心にして約三分の一近い人口が集中する、各都道府県の場合には県庁の所在地あるいは第二都市に人口が集中するようないふことがあつて、そして山村地帯の僻地というものがあつて、こういうところ市街化調整区域、あるいはそういうものはまだ線引きがあるかどうかかわかりませんが、四万三千の対象になつていないかどうかかわかりませんが、将来もそこは恒久不変なものじゃないと思ふので、そういうところの地域はどのように考えられるか、ちょっとその点について

○鴻巣政府委員 地域によっていろいろありますが、私どもは、さしあたり法案で御提案しておりますように、都市計画区域と農振地域がダブっているところでありまして、例えば、山村とか過疎地域をどうするかというところは大変大きな問題だと思つています。ただ、山村のように山林が多くて畑は非常に少ない、農業経営でなく林業経営が多いというところや、どうしようもない整備手法がいいかというところ、恥ずかしいのですが、実はまだ私どもにも行政上の蓄積が余りないというか、ほとんどないような状態でございまして、これは私どもも両省よく相談して、かつまた関係の学界の人々の意見なんかも聞いて、そういう山村の村落整備はどういうふうに行うかというところ、次の段階ではそういう山村のようないふところの集落整備を手がけるように努力をいたしたいと思つております。○北村(廣)政府委員 都市サイドといたしまして、将来的な広い意味での都市圏と農村部の連携というものをどういう形で確保していくかということは非常に大事でございまして、農山村が取り残されて都市のみ栄えるというところのないように、整備手法につきましては農水省とこれから十分に

御相談してまいりたいと思います。

○竹内(猛)委員 これはちょっと法案と離れるかもしれませんが、政務次官にお尋ねします。

内需優先ということが言われている。前回のときにも私はここでその質問をし、要請をしたわけですが、二十七日にこの国会が終わって、そして七月になると臨時国会、補正予算とこういう形になる。その間に総理大臣もベネチアのサミットに行かれる、こういうことも日程に上っているようでありまして、内需の優先ということを考えたときに、農村地域における今の集落整備法にも関連をすることがあると思いますが、それでは何に手をつけるかという、個人でも一地域でもなかなかできない、一集落でもできない、やはり市町村なり県なり国がてこ入れをしてくれなければできないようなことがあるはずだ。例えば、この間も水の問題で申し上げたのですが、茨城県などというのは水源がほとんどない。水が出るときには川尻だから一番水が出て荒らされるわけですが、しかし水がなくなったときにはまたその地域が渇水になる。それならひとつ調整のダムをつくらうじゃないか、そして水をそこに蓄えて、あるときにはそれは観光地域にもなるし、あるときには水の調整にもなる、こういうようなことがやはりこの際つくられてもいいのじゃないか。あるいはまた、常時ははんらんをするような川が幾つかあるはずだ、そういう川の改修をして、そして水害、洪水等々の防止をしていくことが必要だろう。

さらに、水田と畑との関係から言えば、水田の方の土地改良はかなり進んでいると思います。ところが、畑の土地改良については依然として進行はしていない。しかしその水田では七十七万ヘクタールの減反を余儀なくされている。それじゃ、その七十七万が今後米がつくれるような状態になるかという、これはなかなか難しい。だとするならば、田畑輪換の土地改良をしていく中で一番大事なことは、暗渠を中心として完全な排水をしていくことだ。それには金がかかる。あるいは道

路を開発する交通網というものをしっかりつくっていくという、地域社会が発展する基礎的なところに財政を投資していくということがやはり内需拡大の道であり、そのことがやがて日本の農業の生産力を高めて生産費コストを少なくしていく、国際競争に立ち向かう一つの道筋になっていくのじゃないかということを考えると、その地域はやはり都市の近郊であり山村地帯だと思ふのです。だから、そういうことで僻地、山村を含めたこれからの内需拡大というのに対して一つの問題を提起してみたい。これに対して予算の補正、あるいは八月になると通常予算を組むわけですから、そういうことをぜひやってもらいたいと思うが、いかがですか。

〔委員長退席、月原委員長代理着席〕

○衛藤政府委員 先般のOECD関係理事会においての議論のやりとり、またサミットにおきましても農業問題等が出てくるわけでありまして、私も農林水産省といたしましては、ただいま御指摘のありましたように、農村あるいは山村の生活環境整備もさることながら、なおかつ生産基盤の拡充をしなければならぬ、そういう基本的な立場に立っております。しかし、御指摘のように本法案の問題でも、仮に十年間といたしましても進捗率一〇〇〇多いかどうかというようになことにについては常に財源の問題が出てくるわけでございまして、この財源措置を十分に考えていくということとでなければならぬ、このように思っております。

委員御指摘のように、集落地域にありましては、その集落では到底対応できない規模の大きな構造改善事業等々あるわけでありまして、そういう問題につきましましては、当該市町村あるいは県あるいは国等が一体となりまして事に当たらないければならぬ、そういう問題が多々あります。幸い今回、建設、農林両省でこの集落整備を進めていくわけでありまして、今まで不可能であった、あるいは困難であった農村の構造改善事業あるいは生活環境整備、道路等ございしますが、あるいは

ダムの整備等々こういうものがこれからは少なくとも前に進んでいく、そういうことを期待しております。とりわけ農村におきましては、いわゆる用地費というのは非常に少なく済むわけでありまして、また一方で労働費は割高で、むしろ地域のいわゆる公共事業が地域の活性化につながるというような面も持っておるわけでありまして、また、今回の農村集落整備事業等については、恐らく大手ではなくして地元の中小的土木建設業者といった方々にも十分対応できる事業になる、それだけにきめの細かい配慮がなされていく、このように確信をしておるところであります。

問題は、原点に戻りまして、OECDの関係理事会でいろいろ議論もありますが、これに対して余り大蔵省が敏感に反応して農業保護の問題については云々ということであつては困るわけでありまして、私ども、大蔵省に對しまして、むしろ逆に、四兆円あるいは五兆円になんとなると補正予算についても、農林水産省について十分な配慮がなされるように我々としては強力なる折衝をしていくつもりでございしますので、ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

○竹内(猛)委員 大蔵省の話が出たから、本当ならばここに大蔵省を呼び出して、農業の問題について過保護論で一言注文をつけたいと思つていたわけですが、前川レポートを見ても、農業が持っている一つの側面である物をつくるということとその価格の問題だけについてはいろいろなことを言うけれども、地域社会の担い手であるとか緑、水、空気の浄化あるいは観光の資源、こういう社会的な役割というのについてほとんど考えていない。食糧の安全性というものを消費者は一番大事にしているし、食糧というのは人間の生命の問題でありますから、安くてさああればいいというものじゃない。消費者の人たちは命を支えるものであると言っている。だから、それはなるべく安くて手に入れば一番いいけれども、必ずしもそのことだけが中心じゃなくて、新鮮で安全性が確保されて、そして確実に供給をされてなおその上で

価格はまあまあであればということで、価格というのとは一番後の小指なんだ。親指の方を忘れて小指の議論をしているんだから、これはだめだ。そのことをやはり大蔵省にはよくみ込んでもらわなければならない。

それから、国際会議に行ったときにも、日本のように細長い国土で急傾斜地がたくさんあって、平地は湿地帯だということとで農業をやっているその農業の特殊性というものは、これはどれだけ訴えたっていいじゃないですか。アメリカのミシシッピーの周辺にあるような、ああいう広野で農薬と機械で物をつくっていくということと比べることは、米なら米の価格の問題で競争しようという結果は、米なら米の価格の問題で競争しようということになるので、こういうことを考えること自体がおかしいし、それから、今炭鉱閉山、造船もだめだ、鉄鋼も怪しいということとでどんどん大きな企業が閉鎖をして、そして多くの労働者が還流をする。こういう状態の中で、それが農村に帰ったときには農村の雇用関係を描きかえさる。そしてまたそこに安い労働力をつくって、それが工場に行つて働いていいものが安くできたと思ふれば、これをまた売らなければならぬ。そうすると、これはまた国際競争の一つのネックになるんじゃないか。こういうことを考えると、農業問題というのは、言ってみれば財界の問題でもあると思うので、さういふときに依然として価格だけのことで議論をされることは甚だ迷惑だということをお話をするを得ない。前川レポートについても、これはどうしても及第点をつけられないから、あれをそのまま後生大事にやるということとはよろしくないと思ふけれども、ここで言つてもしょうがないからこれはその程度にしておきます。

次に、これをつくるために、きのうの話にもあるように上意下達というのではなしに、もちろん大きな展望とか目標というのは中央でつくらなければなりません、それに従つて地域でこれをつくっていくためには、啓蒙とか宣伝とか、そういうものが必要であらう。それに沿つて

地域が立候補する、そのときに地域住民の意思というものをどう結集するかということが実は大事だと思ふのだ。上意下達であつて、ある政治家が得票を目標にこういうものを使うようなことがあつたら、これはよろしくない。そうじゃなしに、やはり地域の活性化をするために、居住者の仲間それから農業者の仲間あるいはそうでない第三者ですね、そういうような人たちがあつて、そういうさまざまな階層の中から青年団も婦人会も出てきて、そしてこの地域をどうよくしよう、こういうことから出発するそういう組織的なものをつくつていかなければならぬだろうと思ふのだ。それは官製であるべきではなくて、できれば自発的なものできて、それをだれかがリードしていかなければならぬということになるだろう、そうすると、それを受ける中間組織も必要であらうし、中央においても何がしかのものができなければならぬであらう、こう思ふのですけれども、この辺はどうお考えですか。

○鴻巣政府委員 御指摘のとおりだと思います。私も住民の手づくりの村づくりという思想に立っておりまして、みんなで話し合つて下から積み上げて村づくりをしていくということが一番大事だと思つております。そのやり方が協議会ではないのか、いろいろやり方が地域、地域によつてあります、いづれにしても運動といひますかキヤンペーンといひますか、そういう下からのエネルギーが集約されて一つの美しい、あるいは立派な村づくりの計画ができるということが私どものねらいでございます。

○北村(廣)政府委員 具体的な宅地と農地の区分、宅地転換及びその宅地をどのように使っていくか、そのような面につきましても本質的に集落の方々の自発的な御意見等もくみ上げて、よりよい生活環境が保たれるように配慮してまいりたいと存じます。

○竹内(猛)委員 それで、その手づくりあるいは居住の人々が自分の住むところをよくしていこうということ、その都市的な生活者について

は、道路、下水、公園、保育所、託児所、こういうようなものができていって、そこは非常に生活が快適だ、しかし農業はどうなるんだということになれば、その中から農業地域をつまみ出して、土地改良法なんかそういう手法に基づいて農地の集団化というか、集めてやるわけでしょうから、当然多少の減歩というものの必要になるだろう。そういうときに非常にへそ曲がりの人がいる。世の中にはへそ曲がった人というのは必ずいるものです。それが道路のわきとか隅の方にいるのならそこをよけて通ればいい。ところが真ん中に土地を持っていたときには大変困るのです。満場一致でやらなくちゃならない。ところが、それを押しつけてもやりたいということになればそれを村八分にします。しかし、このことをやるために地域の中に傷が入るようなことがあつてはいけません。反対があるならそれはやらない、ほかにやる場所があるんだからいいよ、こういうことを言うのは簡単だが、そのことによつて村の中のせつかつの仲が対立をするようなことになり。どうせそういうへそ曲がりというのはかなり実力者で、今まで大体そうでしたよね。そういう実力者がいろいろ支配をしてきた世の中なんだから、こういうようなときは大変困るわけですね。

そこで、もう一つ進んで言へば、このことによつて都市的居住者も農業もよりプラスになつてくるんだということが明らかに限らないかなにか説得力はないと思ふのです。居住者の場合ははっきりしているんですよ。それから、特に農業の場合には、農業をいつやめたいかというような考え方を持っている人はかなりいるわけだ、この都市の周辺には、土地の値上がりやどう抑えるかという問題が一つです。これをやつて土地を投機にするような材料にも使われたとしたらこれは失敗だと思ふのです。やはり土地の投機ではなくして、生産力を集団的に高めて、しかもその農業生産の中でやっていたいけるためには一体何をつくつたらいいのかということまで指導しなければ。この法律のどこを見てもそういうところは

書いてないんだね。現在、土地改良をやつて負担金は取るけれども、どうも償還ができないということでも不満が非常に多い。そうすると、農業政策の面での地域においてどのような指導をされるのかということについては、やはり一定の指導をしないと不親切なことになるのではないか、こう思ふのですけれども、この辺は非常に大事なところですか。

○鴻巣政府委員 おっしゃるところが一番大事なところだと思つております。うまく成功してしまつた町村なり地区を見ますと、やはり地域のマネジャーといひますか肝いりといひますか世話人といひますか、そういう方が地域全体をリードする、またその下にちゃんと担い手もいる。それからそれを応援する態勢で町村なり農協なり土地改良区なりに、土地をまとめるとかあるいはクロップローテーションをするとかということについて援助したり指導してくる人がいる。あるいは何をにつくつたら一番いいか、今何を持っていけば一番市場で高い評価を受けるかというようにことを市場まで出かけていって実際に仲卸の人の話を聞いて、例えば、最近で言えば中国野菜がいいとか、花で言えばこの種の花がいいからというようになことを熱心にやつていらつしやる方がおられるところが成功したしているわけでありまして。

そういう意味で、これだけ少量、多品種の生産をしないといひますと、従来のように慢然として時代でございまして、従来のように慢然として、野菜であれば何でもいとかあるいは麦であればとかいうような漠然とした生産ではなくて、そのときどきの需要の動向を敏感につかまえて地域の実情に根差したものをとつて、それを県、市町村あるいは農業改良普及員とかあるいは農協とか地域のマネジャーとかがみんなで応援をするという態勢がないと成功しないし、またそれがあれば成功している地区がかなりあるわけです。そういう意味で、これはやはり地域ぐるみといひますか、もちろん民間も行政もという意味ですが、そういう民間も行政も加つての地域ぐるみの態勢

をつくらないと、売れるものをつくつて求める所得を得るということが非常に難しいわけですから、それは全体として行政もそれから系統も地域ぐるみの対応、またそのための組織づくりというのが大変大事だと私も考えております。

○竹内(猛)委員 先ほどから各地の地域の選出あるいはそれを選ぶことやいろいろなことについて質問をしてきたわけですが、協定ということが中にあるんですが、指定の基準であるとかあるいは運営の仕方であるとか、そういうようなものについての通達なり指導要綱なり何かつくつておかないと、客観的にものを運ぶことができなくて、長い間には主観的なものに支配されるおそれがないことはない。声の大きい者、力の強い者が引つ張つていくというふうなことになると思ふのだ。これはよろしくないと思ふのです。やはり民主主義の原則が導人をされてその中でいろいろ議論があつて、そしてその上で採択をしてもらうという手法をとらないといひたいと思ふのですが、そういうものをこの際おつくりになる意思があるかないか。私はつくつてもらいたい。そういうのをつくつて、第三者が見てもなるほどそうかというふうなことになるかと将来にいろいろものを巻き起こしやしないかと心配をします。どうですか。

○鴻巣政府委員 おっしゃるとおりだと思つております。最近の村では美観を守る、あるいは転用するときは地区の責任者に報告をしてから転用するとか、建物を建てる時には道路から少し離れたところに畜舎だとか建物を建てるのかといううな協定をつくるのがばつぱつ出ておりますが、農地全体を保全したり利用したりする協定というのはまだだと思つております。若干作物の栽培協定のようなものは出ておりますが、農地そのものの保全協定についてはこれからだと思ひます。それだけに地元に行きますといひますか、新しい指針が欲しいとか、そういう声がございまして、当然それにこたえて私どもとしても、こういうふうなことでやつたらどうだ

をつくらないと、売れるものをつくつて求める所得を得るということが非常に難しいわけですから、それは全体として行政もそれから系統も地域ぐるみの対応、またそのための組織づくりというのが大変大事だと私も考えております。

というモデルというか模範といいますが、そういうものを示して、そしてそれを基準にして地元が私どもが行政の方から働きかけをしていくという指導といえますか、あるいは地元が考える一つのよりどころになるような模範的なモデル的な協定のタイプというものが具体的にいつまで、地元にお示ししながらこの協定ができるだけ多くつくられていくようにしなければいけないと思えます。そういう意味で、この種のもものは大変難しいものですから、そういう指導がぜひ必要と考えております。

○竹内(猛)委員 先ほどの質問の中でまだ十分に答えられていない面が一つありますね。それは地域の組織の問題です。集落においてどういうような自主的な協議会のようなものができていくか。それは名前はどうでもよいけれども、ともかく地権者だけでなくに居住者一般、それから知識人も勤労者も青年も婦人もそこに入ってきて、自分の住む地域をよくしようというのでこういうようなものができると。そうすると、それを受けるところが中間にもできるだろうし、中央においても、土地改良をやれば土地改良事業団体連合会、これは法律でこのごろつくようになって、ピンはねを制度化して合理的にやっていると。ピンはねを、そうしたらその横の方に何とか協会というのが出てきて、またその後に政治連盟なんというのが出ていくということになる。あるいは改良普及員の問題でも、改良普及員協議会とか、それに対する何とかかとかというものが二つ、三つできる。ややこしいのができていますね。そういうややこしいものは非常に困る。困るけれども、純粋なそういう地域の代表が集まっていろいろ話をしたり中央で計画を立てるために、きのお見えになったような専門家の学者あるいはそういう団体の頭脳なり技術者なり、そういう者を組み入れて指導していくというようなものができたらいいじゃないかと思うのです。それは今からそういうことが長い間やられるのだから、できていい。それがやがては選挙の票にもつながることになるだ

ろう。しかしそれは仕方がないと思うのです。やはり民主主義という世の中だからそれはしょうがないが、政治目的を最初にやられると甚だぐあいが悪いわけで、そういう点ではややこしい話だけれども、これはできるじゃないですか。つくれるのなら、初めからそういうものをつくりましますよ、そしてそれはこういうような形で組み立てていくんだというぐらいいいのです。どうですか。

○鴻巣政府委員 その種のもものは必要だと思っております。私も、今既にそれに類似したものを別の分野でつくりつつありまして、つくりつつあります。私どもは、構造改善推進会議と呼んでおりますが、これは要するに、中核農家の規模拡大のために、兼業農家や高齢化の人を啓蒙しながら、その人たちが中核農家にできるだけ農地を貸していただきたい、あるいは作業受委託をしていただきたいというようなこと、いわばキャンペーンをする場を国の段階と県の段階につくっております。これから町村の段階にそういう構造改善推進会議というものをつくろうかという話を今しているところなんです。その中身は今お話が出ていたような人たちがメンバーになっておりまして、学識経験者もあり、普及員もあり、農協もあり、土地改良区もありというようになっております。農業委員会ももちろん入っております。そういうもののほかにまた新しくつくるのか、あるいは構造改善推進会議という名前を改めて、そういうものが町村段階で農村整備と一緒にやられた方がいいのか、ちょっとこちらで考えさせていただきますが、いずれも、先ほどから申しますようにこれは村づくりという運動でございますので、各界各層の支援といえますか英知といえますか、エネルギーを集約する場というのを町村なり県の段階にそれぞれつくっていかねばいけないという御指摘はまことにものともございまして、その方向で努力をいたしたいと思っております。

○竹内(猛)委員 それで、つくることすれば簡単にして明確で、ややこしくない、わかりいいものをつくってもらわないと非常に困る。世の中によく言う天下り、天下がりとしようなものであるとこれは甚だよろしくないわけだから、そこら辺は十分に注意をしてもらわないと困る。このことだけは注意をしておきます。つくることについてはやはり必要だと私は思う。そうでなくてもこれはできてきますよ。

さて、だんだんこの問題は難しくなってくるのですが、やはり財政の問題です。先ほどからもいろいろ話があるが、それは地区の広さにもよるし、いろいろのことに関係をしてきますが、想定をするところ、一集落が大体どれくらいの面積になるであろうか、あるいは二つくらい集落が一つになるかもしれないが、これは前からのいろいろな説明なり経験なりからみて、例えば、理想なものであればこれくらいの仕事をするけれども、現実の金がかかる、そのときには国、県、地元あるいは個人の関係もあるでしょう、特に農地の場合には私有財産でありますから、私有財産を全部公費でやるというわけにもちよといかないだろうか、そういう点については若干の負担はあつたとしても農家負担というものはなるべく小さくして、そしてこれはやはり政策ですから、財政上の問題についてどのようにお考えになつておられるか、まず基本的なその考え方を聞かしていただいたいと思うのです。

○鴻巣政府委員 私どもも今考えております対象の集落は、総土地面積が大体百ヘクタールから百五十ヘクタール、多いところへいくと二百ヘクタールくらいもございまして、大体百五十ヘクタール前後を考えております。その中で田畑、つまり農地面積が大体四十ヘクタールくらいでございまして、あとは山林原野とか宅地とか、そういうものが含まれております。そういうところでやります集落整備事業としては、圃場整備、農業用の用排水路の新設とか改良、農道あるいは集落道、集落排水、飲雑用水、集落防災安全施設あるいは公園緑地をつくるというようなことを考えておりました、大体一地区事業費で五億円を投入して集落整

備事業をやりたいと考えております。先ほどお答えいたしましたように、六十二年度予算では、調査段階のものを新しく十四地区、着工を大体十地区程度考えております。

○北村(廣)政府委員 都市サイドとして具体的な事業手法としては、土地区画整理事業、それから道路事業、公園事業、下水道事業等がございまして、それぞれ施設の規模によりまして、あるいは事業によって国費なり地方負担の率が非常に違つてまいります。例えば土地区画整理事業ですと、基本的には地元の方に減歩という形で土地を出していただく、それに対して、例えば道路部分とかそういうものに対して公費とかを充てていく、こんな形になつていくわけでございまして、したがって、一概には言えませんが、ただいま構造改善局長のおっしゃったような事業規模に近づけて必要額だけは確保したいと考えております。

○竹内(猛)委員 今の話の中で負担率というものがはつきりしないんですよ。総額を一〇〇とするならば、それに対して国、県、自治体、それから受益者というのが、つまり個人だ、関係者、こういうものがどういう負担率になるのかということ聞いています。

○鴻巣政府委員 お答えをいたします。今の農村基盤総合整備事業の負担の割合ですが、かつてはといいますが、原則としては五五％は国が負担していたのですが、最近の財政事情でこのあたりが直されておまして、現在は国は五〇％の補助をすることになっております。そうしますと残りの五〇％をどんな形で負担をしておりますかといいますが、いわゆる圃場整備とか用水路のような生産基盤ですと都道府県が大体一〇ないし二五％、残りを市町村が持つという形になっております。それから生活環境の方になりますと、平均的に見ますと都道府県は一五％、市町村が大体二三％、受益者が七％。つまり、生活環境になりますと集落道とか農道とか農村公園とかあるいは集落排水というものでございまして、全体には都道府県あるいは市町村が大体四〇％強持ちま

て、平均的に見ると受益者の負担額は七割ぐらいです。ただ、圃場整備あるいは私有排水路のような個々の農家が直接受益するようなものが入りますと、ならして見ますと受益者負担は一四割で、残りの三六割程度を都道府県あるいは市町村が負担しているという現状になっております。

○北村(廣)政府委員 それでは具体的に例示を申しますと、例えば三百戸の集落があるといえます。これにつきまして宅地転換する部分が四十ヘクタール程度、これを土地区画整理事業で施行いたします。それから下水道事業は、三百戸でございいますから約千人対象の下水道事業を行う、この事業費は六億程度でございいます。合わせますと、土地区画整理事業ですと先ほど申しましたとおり土地の減少が若干ございいます、現金の負担はございせん。残りの事業につきましては国と地方公共団体とで五割ずつ、五〇%ずつの負担になります。それから下水道につきましては、いろいろ細かいあれがございいますけれども、おおむね四割程度が国の負担、六割程度が地方公共団体の負担というふうにお考えいただいてよろしいかと存じます。

○竹内(猛)委員 それぞれの御説明があったようにいろいろな仕事が行われると思いますが、これは受益者というものはいろいろ多様ですから、なるべく軽減を要求するということが次に行きます。

次には、現実の問題を提起して、これに対してお互いに研究をしてみたいことが一つあります。それは、茨城県筑波郡伊奈町という町があります。取手からちょっと奥の方へ入ったところでありまして、やがてこれを第二常磐線が通過することになるかもしれません、現在までは純農村であったわけですが、四十三年に新都市計画法ができて線引きをするときに、この村長がおもしろい村長で、新都市計画法は憲法違反だ、こう言うわけですね。そういう見方もあるときはあるかもしれない、私有財産を規制するんですからね。

我々もそういうふうな感じの点もあります。それで村長が線引きをやらなかつた。そして、現在は町になって町長はかわつておりますけれども、その村長さんは、土地の所有権は農民というか地主が持っている、その所有権を当時は村が借り上げて借地料は当時の米価で支払う、開発は村がやってそこに住宅を建てたり分譲をしたりという地上権ですね、それをして、たくさん通勤者がそこへ居住してきまして、五十年の四月の人口が一万五千二百五十、六十二年、ことしの二月で二万五千七百八十七、こういうふうな十二二年間に約一万八千六百九十八、まさに三千二百ほどふえておりますから相当ふえたことになりまして、そこで、だんだん時間がたつうちに集落の中で集団的に家ができてきたから、その雑排水が、今まで吸い込み方式をとってあったわけですが、今もそれがだめになって周辺にあふれ出すという形になってきた。高いところにできた新興住宅地から低い農村地帯に汚水なり汚物が流れ出してくるという形で、今大変問題になっております。

そこで町長に話をしたところが、これは六十二年二月二十七日に中通川の改修ということで、伊奈町多機能の全面改良ということ建設省の方に陳情しております。これはいろいろ話を聞いてみると、それでは始末がつかない、こういう話なんです。その後には勘兵衛という新田を市街化区域にした、谷井田というところも市街化区域になった。しかし、市街化区域にする以前に既にそこにはそういうものができていたわけだから、北村局長は何年か前、もう四、五年前かな、県の企画部長であったからそのことはよく御存じだと思っておりますけれども、最近はこの問題は、大政政治問題、社会問題になろうとしておるのです。ということでは、東京の方から移られた方々は、これは善意の第三者であつて、甚だ迷惑だと言ふのです。それから農村の人たち、古くからそこで生産して来た人たちは甚だ迷惑だと言ふのです。それじゃ加

害者は一体どこにおるのだという、さしたつては新都市計画法に反してそういうことをやつた村長だ。だが、村長はもうお年寄りです引退されていきますから、けしからぬと言つたところでどうにもならぬ。それで現在の町長さんはしょうがないからこういう陳情書を出した。ところで、この法律からいへば、そこは市街化区域だからそういうものは関係ないよと一蹴されるわけですが、一蹴されていたのじゃ困るわけ、こういうものはその地域が一種の病理現象だから、そこをしっかりと診断して処方せんをつくつてこれを救済してもらわなければ困る。いかなる救済方法がありやというところをここで御尋ねしたり要請もしたい、こういうふうな思ふのですけれども、この際、いかがですか。

○北村(廣)政府委員 この地区につきましては、先生からお尋ねのあったとおり、たまたま私も現地の状況を存じ上げております。排水上非常に難しい地区でございまして、お尋ねのように手当てを急がれておる地区でございいます。現在、取手地方広域下水道組合というものを取手市、藤代町、伊奈町の二市二町で結成しております、この伊奈地区については、そのうち五百ヘクタールのところにつきましては下水道の整備を行うことになっております。ただいまお尋ねの名前の出ました谷井田、勘兵衛地区につきましては、谷井田地区については六十五年年度にその下水道の供用が予定されております。勘兵衛地区については六十九年度の予定でございいます。ただ、この伊奈地区全体の下水道の整備については、それからまだ相当の期間を要するものと考へております。

○鴻巣政府委員 建設省ともよく御相談をした上で、茨城県に現地に入つて実情を調べてもらおうと思つております。そして、茨城県の調査結果を待つて、私もまた建設省と相談して、どういう方法がいいのか検討させていただきたいと思つております。

○竹内(猛)委員 この集落地域整備法に直接結びつく地域ではありませんけれども、実際、歴史的

な流れから見ると余り格好のいい形のものではないわけですね、そういう地域も現にあるということを知りたいので、これについては何がしかの処置をしないと事態はますます深刻になってくる。と同時に、河川局に出してある今の中通川の問題については、これはどういう形になりますか。常磐高速道路ができて、それによるところの整理された水がここへ流れ込んできてやはり大変なわけですから、この点についてもせつかつく機会ですからぜひお答えいただきたいと思ふのです。

○角田説明員 御説明いたします。中通川の洪水の小貝川への排水のために、先ほど先生おっしゃいました排水ポンプがあるわけでございいます。一方で中通川河道そのものの流下能力が十分な箇所が途中でございいます。したがって、ポンプ場まで来ない間道にあふれてしまふという状態をございまして、河道の改修を急がなければならぬと思つておるわけです。それで、五十四年から下流部の方から逐次改良を行つてきておりまして、引き続き改修を上流へ向かつて積極的に進めて、できるだけ早く問題を解消してまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 もう時間が来たからこれで終わりますが、相異なる住民、農村に住んでいる人と都会的な方との間では相異なる人たちが最近ばかりおるだろう、そういう人たちの声が十分に生かされてこの新しい法律が本当に生きるようにするために財政的にもいろいろの処置をしていただきたいし、内閣拡大というこの機会こそ、まさに小さな地域だけではどうにもならないところに仕事ができる段階ですから、これは政務次官の方から、何遍も要請して恐縮ですが、やはり予算の編成に向かつてはどうしても声を大にして叫んでほしい。そのことが農村が活性化する道でもあるし、また地域が前進する道でもあると私も思ひますから、ぜひ政務次官の答えを聞いて私は終わりにしたい。

○衛藤政府委員 ただいま委員の仰せのとおり、その御意見を十分尊重いたしまして前向きに取り組んでまいりたい、このように考えております。

○竹内(彦)委員 終わります。

○月原委員長代理 水谷弘君。

○水谷委員 午前中、主に大臣に対して質疑をさせていただきましたが、少し具体的な問題についてお伺いしておきたいと思っております。

集落地域整備法を運用していくに当たって、まず最初に都道府県知事が集落地域整備基本方針を立てていくわけでありますが、これは大臣の承認を得ることになっております。その際、大臣は関係各機関の長と協議をするというふうになっていくわけですが、都道府県の段階でこの集落地域整備基本方針を立てる場合のいわゆる都市サイド、農業サイドの具体的な対応のあり方といえますか、これについてはどういふふうに進めていくかとされていらっしゃるのか、指導されるのか、その点について両局長にお尋ねをしておきたいと思っております。

○鴻巣政府委員 もう既に私も、ここ十五年ぐらいの先例といえますか蓄積がございますのは、都市計画部局と農林部局の間の市街化区域とか市街化調整区域の線引きのときの協議でございます。これは具体的な地区に即して、これは市街化するところ、これは市街化調整区域にするところという話し合いをしております。今回、基本方針を相談し合う段階でも、同じようにして市町村から上がってまいりますものを農林サイドと都市計画部局、これは恐らく土木部とか県で言えば企画部とかというところが御担当になっていっていると思いますが、そういうところで上がってきた案件ごとに個別に具体的な協議をして、これが妥当かどうかという判断をさせていただいてそれから両省に上げていただく、こういうことになろうと思っております。そういう点では、今市街化区域あるいは市街化調整区域でやっております関係部局間の県庁内の協議と全く同じやり方になると思っております、特別にそのために何か具体的な機構をつくる

ということではなくて、現在ある部局相互の間の随時弾力的といいますか、機動的な連絡調整という形をとりたいと思っておりますし、それを私も両省の共同の要綱といえますか、指導通達で具体的に指導したいと思っております。

○北村(廣)政府委員 ただいま構造改善局長がお答えしたような方向で両省御相談をしておるところでございます。

○水谷委員 次に、市町村が決定をしております集落地区計画、それから集落農業振興地域整備計画、具体的にこの農振計画、都市計画の計画決定の手続はどのようにして行われるのでしょうか。

○北村(廣)政府委員 まず、地区計画についてお答えしたいと存じます。

これは県の知事の決めました基本方針というのがございまして、大体こういう方向で決めるという県全体といたしましての基本的な方針に基づきまして、集落整備の地区ごとに基本的な方針が出るわけでございます。それに基きまして、今度は町村の方で具体的なその地区の絵かきをする。その場合には、まず第一番にその集落の方々の具体的な御意見を取り入れる、拝聴することが大事でございます。しかし、その前にたたき台がなくして話になりませんので、具体的なその方針に従った市町村段階での計画の素案というふうなものをある程度地元の意向をそなえながらつくります。それに對しまして、例えば具体的な図面等を使いながら御相談をまいり、その固まった結果を今度は計画という段階で、法律に所要のいろいろな要件が書いてございまして、例えば地区を決めておけとか、その中で整備の手法、いろいろな事業があればその事業の整備計画を定めるとか、そういう形がございまして、それにのっとりまして具体的なかつ詳細に定める、こんな段取りになろうかと思っております。

○鴻巣政府委員 集落農振計画の方も、市町村が決める場合に、これは例えば農地として圃場整備をするのは鎮守の森の北側のところの十ヘクタール

の農地とか、それからライスセンターを集落の北側のこの宅地に隣接するところにつくるとかいうような計画、あるいはその中の排水水路をこんなふうな整備をする、農道は南から北に行くところを五キロ直すとか拡張をするとかいうような計画をつくりまして、市町村の事務当局、恐らく農林課が原案をつくりまして、実際にその集落に持ち込んでその集落の懇談会のようなものを何回か開催することになります。その集落の懇談会で集落の農家の意見を聞くということを、恐らく一回では済まない、何回もやる必要があると思えます。そしてやったら上でもとりますれば、それで市町村長がこれを決定するという手順を踏むわけでございます。

○水谷委員 先ほども議論がございましたが、農家、非農家を問わずその集落の住民の皆さん方、またその地域のいろいろな事情に詳しい方々、学識経験者、そういう方々の知恵をすべて出した上で計画ができていくような手法は、今構造改善局長がおっしゃいましたけれどもその懇談会だけで、そういう形だけで計画がほとんど煮詰まってくる。本当にそこで合意形成ができたか、できないかを判断するものが何もなくそのまま進んでいくというのか。従来の都市計画を決定する場合に、縦覧、公告、異議申し立て制度とかいろいろなことがあり、また審議会があり、そこにかかって決定をしていくという大変慎重な手順を踏むわけでありまして、これはそんなに大きなものではない。集落という非常にまとまった集団であるからそんな煩雑な手続は必要ないというところになるのか、または、先ほども議論があったいろいろな機関とか制度というものを要綱とか指針とか法令とかいうところにおいてちゃんと手当てをしてこの都市計画決定を進めていくこととされているのか、それはいかがでございますか。

○北村(廣)政府委員 町の側で計画の素案と申しますか、たたき台ができた段階でその集落の方に御集まりいただいて、図面等を示しながら説明会を開く、そして具体的に御相談していく、このよ

うな手法を考えております。

○鴻巣政府委員 集落段階の集落農振計画といえますと、どここの土地を直すとか、どここの土地にライスセンターをつくるというかなり即地性といえますか、具体的に富んだものになるわけでございます。ですから恐らく話をするときには、集落とその周辺の農地の地籍図のようなものを出してきて、集落の全員に示しながら懇談会を重ねて了解をとらないとできない性格のものだろうと思っております。したがって、そういう何回かの繰り返し意向を確かめ合うフィードバックは事実上の問題として考えておまして、法律上は、そういうものがあつた後で決定をするだけ書いてあるわけです。

これが農用地区域とかを設定いたします従来の農振計画ですと、農用地区域に入りますと転用が非常に厳重に規制される、相当権利が規制されますので、公告とかいう法律上の相当な手続きがございまして、これは市街化調整区域の中の、しかも農振の白地と呼ばれている農用地区域の外の世界でございまして、その点は法律上は緩やかな形に書いてありまして、あと、事実関係の中でそういうことをできるだけ期待するように指導しなければいけないと思っております。そういう意味で、徹底的にそういう意向を把握すること、それから先ほど来出ていますように、町村なり農協なり土地改良区なり農業委員会なり、あるいは普及員とか学識経験者の意見も聞きながら計画をつくるというようなことは、これは指導要綱の中でちゃんと書いておかなければいけないことだと考えております。

○水谷委員 都市局長に伺います。この集落地区計画の都市計画決定は、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、かなりいろいろな規制力を持つてくるわけでございますが、その場合に、先ほど言われた図面を広げていろいろ説明をする、いわゆる合意ができた上だったか、でき上らないのかという判断をする確たるものというの、その雰囲気とかいう程度でやるの

べきものではなくて、ある程度びしっとした理念と思想を持って対応していかなければならないものかなと私は考えております。それからまた、特に穴抜きのように調整区域に戻していくとか、そういうことをされる。地元の強い要請ということもあるかもしれませんが、これは全体的な視野から物事を判断していかないと将来において問題が起きてきやしないかな、こういうふうにも考えております。この都市計画決定、そしてまた農振の計画決定はそれぞれ関係者に対するいろいろな利害もあり、また将来においても大きな問題を与えていくわけでございますから、より慎重に、またよりしっかりと検討の結果お進めいただかなければいけない、こういうふうに考えているわけでございます。

それから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、都市局長のもとで市街化区域の整備だけでもこれからはまだまだ多くの大変な事業を抱えておられる建設サイドから見れば、今までと違って集落地区の整備に積極的に取り組もうとなさるわけですから、これは大変な前進であると私たちは考えております。しかし、都市局そしてまた河川局、道路局、本当にこれは建設省挙げて、皆さん合意をしていただけて取り組んでいただきたい。この事業の推進は図れないわけではございません。各局ともひとつ連携を具体的によくおとりいただいて、集落整備事業、集落地区計画から出てきたものについては、どちらかというと都市の仲間はかなり勢いでここ数年間整備されてきた、その周辺で長い間かなりおくれた地域でございますから、特段の配慮をするようにこれは都市局長の方からもしっかりと働きかけをして、建設省の中横の連携もしっかりお願い申し上げたい。これはお願いでございますけれども、いかがでございますでしょうか。

〔月原委員長代理退席、委員長着席〕
○北村（廣）政府委員 そのように心して努力してまいりたいと存じます。

○水谷委員 よろしく願います。以上で終わ

ります。

○玉沢委員長 藤原房雄君。

○藤原（房）委員 最初に、政務次官がいらっしゃるようでございますので、一言だけお聞きするとうかがう要請ということになるかもしれませんが、お尋ねをしておきたいのでございます。

過日、農林大臣がOECDへ参りまして、世界的に農業問題というのは農作物の過剰状況といえますか、こういうことも反映いたしましていろいろ議論になりました。農林大臣も日本の立場でそれなりに御主張なさったようでございますが、もう間近にまたサミットがございまして、当然ここでも農業問題といえますか、農産物の世界的な現状等についてのいろいろな議論が聞かれます。とだろろうと思うわけであります。今日までの中曽根内閣の姿勢を見まして、また、中曽根総理個人ということでは決してないのかもしれませんが、日本は今日まで貿易立国ということで参りましたので、そういうことからいたしまして、産業重視という基調が基本にあったのだろろうと思えます。しかしながら、その中で今日まで嘗々として瑞穂の国として農業が営まれてきておるわけでございまして、今日、自給率が三〇％そこそこというような状況の中にございまして、やはり主要農産物についての自給は国の中でという考えは多くの国民の望むところであろろうかと思うわけであります。

こういうことを踏まえまして、難しい議論をするつもりもございせんが、総理大臣が間もなくサミットに出かけられるその前に当たりまして、日本の立場、日本のこの農業を守り、そしてまた現在、日本の農業が一つの大きな危機的状況の中でのいろいろな対策に苦慮しております現状というものについて、深刻にこれを国際的に訴える必要があると思えます。今日までもそういう姿勢であったらうと思えますけれども、特に中曽根総理は、このサミットにおきましてはそういう点について強く訴えてもらいたい。一つの大きな堤防に満々と諸外国の圧力がかかっておりまして、ア

リの一穴といえますか、少しの緩みも許されないう、こういう感じがしてならないわけでありまう。農林省といたしましては当然そういう立場でいろいろなお考えがあるかと思えますが、国際的な場におきましてこの日本の現状について強く主張なさる姿勢というものはどうしても必要であり、そういう点では、このたびのサミットは今日までのサミットとは違って、日本の国にとりまして非常に重要な意義を持つサミットであり、そういうものに対しましての十分な説得力のある発言が要求されるのだろろうと私は思うのであります。その間のことにつきましては政務次官の見解をお伺いしておきたいと思えます。

○衛藤政府委員 お答え申し上げます。

先般、総理とレーガン大統領との会談におきましても、この農業問題が主要な議題となつたことは御案内のとおりであります。総理におかれましても我が国の農業問題については、御案内のとおり、かねて総理の持論のとおり、農業はまさに生命産業の根幹であるという基本に立って農業についての見解を述べられておたつた、このように理解しております。また米国側から、ウルグアイ・ラウンドにおいて農業問題については二年繰り上げて結論が出るように議論をしようという要求もあつたようでありまして、その問題については御案内のとおりでありまして、他の項目と同じような形で議論すべきだという基本姿勢を貫かれた、このように承っております。

また、先般のOECD閣僚理事会における加藤大臣の御発言におきましても案内のとおりでございます。我が国の農業問題については、初めて農林大臣が出席して日本の農業の特殊性について、また米を初め我が国の根幹をなす農産物の基本に立っての述べになった、それが来るサミットにおける農業並びに農産物についての議論の一つの土俵づくり、環境をつくつた、このように指摘をされておるところであります。総理におかれましてもあるいは加藤農水大臣におかれましても、対外的に、国際的に日本の置かれておる大

変難しい地位の中にあつて、特に難しい農業の位置づけを十分強力に主張されてきた。また、これからはサミットあるいはウルグアイ・ラウンド等あるわけでありまして、そういう場面におきましても、私も農林水産省としましてはこの既定方針に沿って対応してまいりたい、このように考えております。さらに一層国際的に、対外的に日本の農業の位置づけを認識し、あるいは理解してもらつたための努力をいたしたい、このように考えておるわけでございます。

○藤原（房）委員 国内でのコンセンサスはもとよりとしまして、国際的にも日本の農業についての位置づけが明確になりまないと、きょう、法案の審議の間もなく終わろうとしたしているわけでございまして、これらも意味を持たなくなるのじゃないかということで一応申し上げたわけでございまして、今お話をございましたように、国際的にも説得力のある立場で、いろいろな角度から日本の農業のあり方、またその推進のあり方についてぜひひとつ声高に国際会議でも訴え続けてほしいものだと思えます。

さて、このたびの集落地域整備法案について二、三点御質疑をするわけでありますが、午前から同僚委員からいろいろな角度からお話ございました。できるだけ重複を避けたいと思ひますが、この法案全体としましては、私ども今日の現状を見ますと、こういう形での法律も必要だろろうということは実感としてわかるわけであります。ただ、その中で危惧される何点かございまして、それらのことについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

最初に、農業振興地域整備に関する法律にいたしましても、農用地域につきましては、これは農業に供されるものということでしようが、農業振興地域、それから都市計画法により調整区域は、都市計画法そのものは農業に深く立ち入って規定はしておりませんで、どちらかというと開発抑制という感じの法律、また農業振興地域整備法につきましては農地を守る、どちらかというとそ

ういう趣旨がその中に盛り込まれている法律だと思ふのであります。四十四年にこの法律ができた当時は、優良農地を守らなければならない、ちゃんと今までにそれぞれの町の都市計画や何かがあったといたしまして、それだけではなくて、やはりきちっと位置づけをいたしませんとスプロール化がどんどん進むようになってはならないということで、線引きをある程度明確にしなければならぬという点で、都市計画法からいいますと、開発をある程度抑える、また農業振興地域整備に関する法律につきましては、農業サイドからいって農地を守るサイドの方が強かった、こう思うわけです。

しかし、あれから十五年ほどたちまして、最近様相が随分変わってきておるわけでありまして、けれども、今度の法律は私もいろいろお話を聞かされておりますから勉強しておりますが、私どもの頭の中にあるのは、一たび開発をして都市化をいたしますと農地には返らぬということで、白地地域であらうが荒地であらうが都市化してなければ農地への回復というものはある程度できるのじやないか、こういうことで、私がまずお聞きしておきたいのは、農業振興というだけではなくて農地は農地として守る。ここにも農用地としてきちっと確保するということを協定を結んでやることになっておりますけれども、法の基本には、むやみに農地を破壊するということとじやなしに厳然と守つていくのだということがありと私も理解しているのです。その点については、建設、農水それぞれ立場で、このたびの法案についてどのように法律のよって来る考えがあるのかということをお聞きしておきたいと思ひます。

○北村廣政府委員 集落整備法をこのようにお願いしておる根拠の一つは、都市周辺の農村集落の開発の実態でございます。いろいろな形で開発許可を受け、また今の状態でございますと、市街化調整区域内で構築できる建造物は場所を特定いたしません。したがって、農地の中にかえつて

てそういうものが点在するおそれもあり、現実にはそういう問題も生じているわけでございます。それから既存の集落につきましては、私も、市街化調整区域ということにしておりますと積極的な都市的な意味での施設の手当て、整備をいたさないということでは、それなりに居住環境の改善が図れないという点でいろいろ矛盾、心配が生じているわけでございます。それに対して、むしろ現在の集落を中心として、それに連続いたしましてある程度の必要な宅地を供給しよう、その全体規模というものは、集落に現在ございますその戸数を上回らないというようなことを一つのめどに必要な程度というところでございまして、そういう必要と都市的な整備をある程度いたしますと、

周辺農地の方は今度は農林サイドで手当てをしていただきますので、かえつて全体として農地の保全を目的とした集落整備ができる、このように考えてこの法案をお願いしている次第でございます。

○鴻巣政府委員 この集落地域整備法案では、集落地域の整備基本方針のもとに集落の地区計画、集落の農業振興地域整備計画を定めて、この二つの計画のもとで、例えば宅地とか公園はどこといつたような土地利用を集落とその周辺に計画的に配置する。それから集落の周辺の農地につきましては、保全と利用のための協定制度をつくりまして、それを守ると同時に、協定の区域の中の農地につきましては、もし当事者の話し合いがまとまれば農用地区域に編入するという特例を設けておりまして、こういうことで集落とその周辺の農業にとつてやりやすい環境をきちんと守るということによって、混住化あるいは兼業化、高齢化しつつある都市に近い集落のやや混雑しつつある土地利用をこれからきちんと保つておこうというねらいでございます。

○藤原(秀)委員 現状として基本計画を立て、そして地元で十分にお話をしてきちっと縦分けをすべきだ。基本計画にのっとつて計画を遂行しなければならぬという差し迫つたところが現在各所

にあるわけですね。そういう現実的なものからや

はり進めていくということなんだろうと思ひますが、その辺はどうでしょうか。

○鴻巣政府委員 おっしゃるとおりだと思ひます。今この地域というのは、農振地域の中でも農用地区域に多く編入されているならまだいい方でして、なかなか農用地区域になっていないで、農振地域の中の白地と呼ばれている地域が形成されている、農用地区域に編入されていない地域がそこる多いわけでございます。ということは裏を返して言えば、農業を続けたい人もいるかと思へば、一方で農業からすぐにも足を洗いたい人とか、しばらくしてから足を洗いたい人とか、住民の意向が多様に分かれておると思ひます。

今、住民の土地、農地がばらばらに持たれている状況で、また住民の意向がばらばらなままです。このまま放つておきますと、五年たち十年たちつと農地が虫食ひ状態で転用されて、農業をやる方にとつても、そこに住む人にとつても決していい環境とは申せませんので、今お話しのとおり、農業を続けていく人の意向をまとめて、それに従つて土地をまとめるし、農業から足を洗いたい人はその意向を取りまとめ、それに関連する土地をまた集落の周辺にまとめるとか、集落に新しく来る人にはそれなりの宅地を提供して都市的な需要にこたえていくためにも、やはり徹底して住民の意向を把握して、その上に立つた村づくりが必要であると考えております。

○藤原(秀)委員 最近、農村におきましても後継者問題とかいろいろなことがございまして、これから五年、十年たちますと、農村の就労年齢も相当大きなさまで変わります。農地の就労年齢も相対的に高くなっていきます。農地というのは農地であつて、農業を続ける人にとっては農地が非常に重要なわけで、農地地権者の方々の意向も非常に大事ですが、農地として優良農地を確保して、こうという観点からいいますと、その辺は場当たり的なといひますか、現状だけではなくてやはり将来性も考え合せて検討しなければならぬことなんだろうと思ひます。社会の変貌、高齢化とか

いろいろなことが非常に急激に変化をしている中にありますので、その辺の何点かの問題については見定めて、先々を見てお話し合いをしていきたいと思います。当座のことだけでは将来に禍根を残すことになるのではないかと危惧を抱くのです。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○鴻巣政府委員 今お話しした優良農地といひますのは、私も、農用地区域の中の農地面積で大体代表されると考えています。農用地区域の中の農地面積は、もちろん、現在優良農地のものもありまして、これから土地改良して優良農地にしたいというものもありませんが、両方くるめると昭和六十年に四百五十三万ヘクタール、これは十年ほど前の昭和五十一年は四百三十二万ヘクタールです。それから、農用地区域の中の農地面積はふえております。しかも、耕地面積全体は五十一年は五百五十四万ヘクタール、現在は五百三十八万ヘクタールでございます。全体的には農地面積が減る中で農用地区域の面積の割合は、現在、総農地面積に占める農用地区域の面積は八四％とかなりの割合を占めておまして、これはこれとしてちゃんと守つていかなければいけないと考えております。一方、今お話しのように、担い手農家といひますか中核農家といひますのは、大体十五歳以上から六十歳未満の男子の基幹の農業者がいます。農家でございまして、全国で約五十八万戸あります。そういう農家が農地を所有したり借りたり、あるいは作業者の受委託とかいうことを通じて規模拡大をしていく必要がある。そのためには、ファンドとしての今言いました農用地区域内の農地が整然として確保され、それが面としてまとまっていることが必要でございます。そういう意味でも、今私どもが御提案申し上げております集落の周辺の農地の整備も、これまた優良農地の確保に一役買ふものとして重要視しなければならぬと考えております。

○藤原(秀)委員 今局長からお話しございましたが、今日までの農政のいろいろな課題の中の一つとして、優良農地をいかに確保するかという

ことが大きな課題だったと思います。農水省の五十五年の農産物の長期需給見通しとか、それから五十八年度を初年度とする第三次土地改良長期計画を見ますと、昭和六十五年に全国で五百五十万ヘクタールの農用地を確保するというようなことを打ち出したことがあったと思います。最近生産性が上がったりいろいろなことがございますから、この五百五十万ヘクタールという数値に私はこだわらるわけではございません。今も五百四十万、五百三十万という相当な農地が農用地の中にあるんだというお話ですが、こういうことを考えますと、都市近郊の農地の約六十六万ヘクタールの白地農地というのは非常に重要な位置を占めるだろうと思います。これは農政全体として農地の確保ということからいまして、今度この法律ができますとそこはきちっと区分けをして、土地改良をするとかいろいろなことでできるような手だてが行われることになるわけでありますから明確になるのだろうと思いますけれども、ただ単に面積だけを確保せよということをおっしゃっているわけではないのですが、農業には何といつても農地の確保ということは大事なことでありますし、おろそかにしてはできないことです。これを当初、五百五十万ヘクタールという数字をきちっと出したこともあったのですが、こういうことからいいますと、この白地地域の六十六万ヘクタールというのは非常に重要な位置づけをしなければなりませんし、慎重でなければならぬというような感じがするのですけれども、この辺のことについては農林省としましてはどのようにお考えなのか、お伺いしておきたい。

○農林政府委員 御指摘のように、現在農振中の白地農地面積は六十六万ヘクタール、たしか水田と畑で大体半々ぐらいと記憶いたしておられます。それを農地としていかに守るかは大変重要だと思っております。といいますのは、農振地区であり、かつ、都市計画区域とダブっている地区でもこれからも農業を営んでいきたいという、例えば花をつくる、あるいは野菜をつくるというよう

な形で農業の担い手になっていこうと考えている人も少なからずおられるわけであります。その人たちがまとめて農地を使うためには、細切れになつていたのでどうにもならないという現状はございます。それからまた、最近のように米が余つてまゐりますと、七十七万ヘクタールにも及ぶ米の転作が求められます。そうすると、そういう都市近郊の集落でも協力をして転作をしなければいけない。ただ、転作しようにも、今まで農振の白地ですから土地改良をしてもらえない、地下の水位も高い、野菜を植えるようにもなかなか野菜を植えられないという悩みもあつたわけでございます。そういう意味で、これから農業を継続していく人たちにとつて農業をやしやすい環境を整え、これを守るといふことは大事です。それがひいては、先ほどお話しのように、土地改良長期計画あるいは五十五年の農産物の需給見通しでつくりました需給の目標を支えています農地面積をできるだけ多く確保するというにも役立つわけであります。そういう意味で、私も、従来なかなか土地改良投資などの手の入らなかつた農振の白地のところも含めまして今回集落の整備の対象にして、担い手を守り、農地を守りたいと考えている次第でございます。

○藤原(房)委員 農用地のところはいとしませんが、白地のところについてはいろいろな形態があろうかと思ひます。今お話しもございましたが、転作をしてそれなりに耕作またはいろいろな施設等でお使いになつていらっしゃるのはいくつか、転作地について何をつくるかまだ確定してないということと農協に一応預託しているようなところもございすね。こういうように最近の農政上の課題の中でいろいろなものがあるわけですが、これも、この計画を進めるに当たりまして将来に禍根を残さないような形で進めるためには、そういう事情等も考え合せて、地権者また地元農業団体、こういう方々と将来どういう形にするのかということについての十分なお話し合いがなければ、どつちかというところと破壊の方が、都市化の方

が進みやすい、こういうふうには非常に危惧するのですけれども、そういうものに対して今後どういうふうに指導なさるのか。農林省の考え方、今後の進め方ということに関連するのだと思ひますけれども、基本的なお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○農林政府委員 私どもは、担い手農家といひますか中核農家といひますか、それが点として育つていても、面として地域農業全体が衰えては農村、農業は成り立たないと考えています。そういう意味で、地域ぐるみの地域農業の組織化といひますか、地域農業の再編が必要でございすし、そのためには、土地なり水の管理主体として歴史的に中世から形成されております集落のエネルギーを使うことが大変重要であらうと考えております。村の土地は村で守るといふ昔からの集落の考え方といひますか理念といひますか、そういうものが崩壊するとか、崩壊しつつあることを大変心配いたしております。村の土は、あるいは村の水は村で守るといふ精神をもう一回取り返すことが大事だと考えております。

そのためには、私も、村づくりといひますか村おこしといひますか、村の活性化を図ることが一番大事であらうと思つております。そのためには中核農家あるいは兼業農家が一緒になつて村を立て直していく、あるいは農家以外のサラリーマン世帯の人にも加つてもらうという形が考えられます。現実にはそういう村おこしが成功している例もあります。今お話しのように農協も町村役場も、それからいわば地域マネジャーと私も呼んでおりますが、かつて国鉄に勤めていて、やめまして、現在は、定年退職後は第二種兼業農家として立派にやつていらっしゃるけれども、かつて第二次産業なり第三次産業に働いていたときの知識なり経験を生かして立派に地域農業の組織化を図つていらっしゃる例もあります。そういう例を現実にもつと広く運動として広げながら、全国のできるだけ多くの集落で村づくりといひますか村おこしといひますか、村の活性化を図る必要があると考えて

おります。今回の農村集落の整備といひますのは、そういう村の活性化、村づくりの一環として、ソフト面でみんなて話し合いをしなからハードな施設の整備をやつていくということを確認しようと考えておるものでございす。

○藤原(房)委員 今局長からお話ございましたが、そういう形で進められることはまことに理想でありますし、私も心から望むところであります。最近言われておりますのは、部落におけるよきリーダーといひますか、こういう昔のまめ役みたいな方がいらつしやうなうものをつくることです。転作のところはどういうものをつくるかと、ここの作はどうか、いろいろのことについてリーダーがいらつしやうていろいろの指示をする、そういうことが非常に農村には重要であつたといひます。最近普及員や何かもございすから農作物についてはいろいろの指導があるのかもしれませんが、そういう点ではまめ役といひますか、よく農民に理解をさせる、そういうリーダー的な役割を担う方々のいるところはよろしいわけでありまして、どうもこういうことを進めるに当たりまして、その地域によりましてはトラブルといひますか、なかなかまとめるのがうまくいかないようなことがあるので、これは想像の域を出ないのかもしれないけれども、そういうこと等で今日まで各市町村では、練引きにいたしましたもお上からばさつとやるのじゃなくて、いろいろなお話し合いをしなからやつてきたのだからと思ひます。

先ほどの同僚委員からの質疑に對しましても、今までもそういうノハウといひますか、蓄積があるんだというふうなお話もございましたが、そういう点は建設サイド、農林サイド、それぞれの立場の方々がいらつしやうてそれをまとめるというところでございすから、県で基本方針を立てられる、それを実施する市町村、ここではそれを推進する役割を担う方は大変な立場になるんだと思ひます。そういう方々に対しての基本的な指導とか、または要綱といひますか、進め方につい

てのいろいろな手だてについてはいろいろお考えになっていらっしゃるのだと思いますが、これらからこういうことをこの法律にのっとって進めるに当たりまして、今後、中央としてこれをだんだん現場に落としていくために考えになっていらっしゃる手順といたしまして、そのことについて概略をちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○鴻巣政府委員 御指摘のように、まず第一は、やはり地域マネジャーというのがまだまだ足りないと思ひます。私もとしては、兼業農家と専業農家あるいはサラリーマンの世帯、そういう人をまとめて村づくりといひますか村おこしをするにしても、村の肝いりといひますか、仲立ちをする人が数多くいて草の根運動を展開していただくことが一番大事だと思ひます。そのためには、元農業改良普及員でも結構でございますし、元小学校の先生でも結構です、あるいは国鉄を退職されて今農業をやっている方でも結構なんです。そういう人をできるだけ多く掘り起こして、あるいは農段階で改めて研修などをしなければいけないと思ひますが、そういうことで、地域のマネジャーをできるだけ多く養成して村おこしといふものの運動を起さなければいけないと思ひます。同時に、今お話しのように、町村段階で集落地区計画あるいは集落の農振計画をまとめるにしても、やはり相当繰り返し繰り返し集落の中の座談会もやらなければいけませんし、そのまとめ方についても、いろいろ成功した例など他の模範例も頭に置いてもらつた上で、何回も繰り返し普及啓蒙していく、そういう過程が要るだろうと思ひます。

いずれにしても、既に現在、県営の圃場整備などで農地は農地、非農地は非農地としてまとめてつくり出して、そして宅地化はまとめてやるというところを徹底的な話し合いを通じてやった例が、愛知県で言いますと安城市などにほぼつ出てきております。そういう先進的な例をみんなで頭に浮かべながら指導していかないといけません。

で、かなりきめの細かい指導要綱が要ると思ひます。そういう内容を建設省と農林水産省の両方でよく相談しながら、この法案ができ上がりますれば、それに従ひましてできるだけ早い機会に準備をして、県市町村にもお願いし、場合によってはいろいろな研修だとかあるいは現地の見学なんかも要ると思ひます。そういうことを繰り返さなければ、運動としてこのやり方を進めてまいりたいと思ひます。

○藤原(房)委員 最後になりますが、先ほどから申し上げておりますように、優良農地はぜひ確保していきたいという上からの農地に対する歯どめです。今考へておられるのは都市近郊といふことですから、宅地の需要が強いといふことに押されるようなことのないような監視の目といひますか、歯どめを十分していただきたいといふことと、それから建設省には、今までの土地政策のいろいろなかことがあつたわけですが、これが土地高騰につながるようなことではこれは失敗と言わざるを得ません。先ほど来同僚委員のいろいろなお話を聞いておりますと、土地高騰には結びつかないといふようなお話で、一生懸命なやつていらつたやうでございしますが、そういう手だてといひますか、このたびのこの法律の施行によつて都市近郊の地価を高騰させるようなことになつたのでは相ならぬ、私はこのことはだれもが危惧しておることだと思ひますので、この土地対策に対して建設省としてどういふお考えを持ていらつしやるのか、先ほど来いろいろなお話があつたのですけれども、簡単にひとこの歯どめについてのお考えをお聞きして、終わりたいと思ひます。

○北村(廣)政府委員 全体の集落の新たに転換される宅地の面積を決め、しかもその宅地の用途を決めていきます段階におきまして、その新しく生み出される宅地が地価高騰の引き金となることのないように、その利用につきまして、その集落の本来の役に立つような使用目的といふものを地区計画の中に定め、そして地元の集落の方々の総意

に沿うような形で決めて、それによつて地価高騰のきつかけとなるようなことのないように嚴重に心してまいりたいと存じます。

○藤原(房)委員 終わります。

○玉沢委員 神田厚君。

○神田委員 午前中の質疑に引き続きまして、集落地域整備法案につきまして御質問を申し上げます。

現在、市街化調整区域として厳しい開発規制が行われておりますが、集落地区計画の対象となることによりスプロール化が一層進むのではないかと、こういう心配があります。また、集落地域整備基本方針は都道府県知事が定め、それに基づきまして集落地区計画を市町村において策定されるということになっておりますが、集落地区計画の適否をどのように判断するのか。さらに、当該市街化区域内農地の宅地化が適正かどうか、それがどのように判断をするのか。また、そのようなことに関して政治的にこの法案が乱用されるようなことがないかどうか。その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○中嶋(計)政府委員 ただいまの御質問の一つでございしますが、現在、市街化調整区域と農振白地がダブつていて、今今回の集落地域整備を行いたいと考えているわけでございしますが、集落地区計画を定めることにより、現在宅地と農地が混在化しつつある、いわば混乱状態に陥りつつあるようなところにおいて、将来とも農用地として使うところと非農地、いわゆる宅地として一定の条件のもとに宅地化をしていくといふところと整理しまして、計画的に開発をしようといふことでございします。その大きな点について、集落の本質が失われるような大規模な宅地化といふことは考へておりませんので、これが引き金になつてその一帯がスプロールするといふようなことはないと考へております。

それから、基本方針を知事が定めまして、集落地区計画そのものは市町村が作成をするわけでございします。集落地区計画については市町村が住民

の意見を聞きながら定めるわけでございしますけれども、基本方針に即して定められるといふことと、都市計画法の手続によりまして、一定のものについて都道府県知事の承認を受けるといふことになっております。この際に、都道府県知事は、基本方針に即したものであるかどうかといふことでその適否を判断してまいるということになるうかと思ひます。

また、宅地化についてでございますが、土地を宅地化しようとするときは、都市計画法の規定により都道府県知事の開発の許可を受けるということになるわけでございします。この際に、都道府県知事は、それが開発の許可の要件に合うものであるかどうかといふことを判断してまいる、こういうことにならうかと思ひます。

○神田委員 政治的な乱用によつてこの計画が定められる、こういうふうな点についての心配は、どうですか。

○中嶋(計)政府委員 この集落地区計画を定めるに当たりましては、関係者の意見を聞いて定めるということになってございまして、土地の所有者を初め関係の権利者の意見を聞くといふところで、政治的な乱用がされるといふようなことはないと考へております。

○神田委員 次に、優良農地の確保のため地価の抑制、これは大きな政治課題でありまして、何らか質問も出ておりますが、本法の施行により逆に地価高騰の呼び水になるという心配も一部ありますが、その点はいかがでありますか。

○中嶋(計)政府委員 この集落地区計画は基本方針に基づいて市町村が定めるわけでございしますけれども、その際に、その地域の実情を十分に踏まえていくわけでございします。また、その地区計画の内容としても大規模な開発が行われるといふことは考へておりませんので、この中で建物の建ぺい率あるいは高さといふことも決められるといふことから、この集落地区計画が定められたことにより投機的な需要を誘発して、そのために地価

が高騰するといったようなことはないものと考え
ております。

○神田委員 本法の対象面積は約二百万ヘクタールと言われているが、その中のどのような地域を当法案の対象地域としていくのか。また要件として「当該地域内に相当規模の農用地が存し」とあるが、どの程度の規模を指すのか、お答えいただきたいと思います。

○鴻巣政府委員 対象となります集落につきましても、法案の三条に定めます要件に照らして判断をいたします。具体的に申し上げますと、人口がこれからの程度ふえるか、公共施設の整備状況はどうか、それから農地なり、例えばライスセンターとか集出荷施設のような農業用施設の整備状況はどうかといったような地域の実情を踏まえまして地域の選定をするということでございますが、さしあたりおおむね五千ないし六千程度の集落がこの対象となると考えております。

それから「相当規模の農用地」と書いてございますが、その面積を書きません理由は、これからの経済あるいは社会的な変化に合わせて整備の対象となります農用地は弾力的に決めていく方が適当だろうと考えておりますので「相当」という表現をしているところでございますが、さしあたりおおむね十ヘクタール程度と考えております。これは集落の面積の統計的な値あるいは土地改良事業の採択基準の下限、例えば山村と過疎で十ヘクタール以上となっておりますこと、あるいは野菜にしても米にしても、生産量をまとめる場合にはこの程度が大体一つの目安でもございます。それから集出荷施設等の補助をする場合にも、十ヘクタールぐらいたまいますと集出荷施設の補助対象になるといったようなことを頭に置いて十ヘクタールと決めているわけでございます。

○神田委員 次に、当法案の予算について御質問申し上げます。

まず初めに、農業集落計画策定調査計画として二千三百万、農業集落整備実施計画として千四百万、農業集落計画策定指導費として二百万及びミ

ニ総パ事業の一部変更という形で対応するというふうに考えてよろしいのであります。

○鴻巣政府委員 そのとおりでございます。前者で申されたことがいよいよ調査でございますが、調査は全体として十四地区、それから最後に要綱を変えてやるミニ総パと申されたのが着工でございますが、新規に十地区程度を考えております。国費で五億円、事業費にしますと九億五千七百万円です。ただ、これだけでは足りませんし、また今までもいろいろな補助事業として農村総合整備全体をやっておりますのが六十二年、事業費で千三百二十七億円、これを国費ベースに直しますと七百二億円ということ、ミニ総パとか集落排水というようなことをやっておりますのでござい

ます。

○神田委員 次に、農業集落計画策定調査計画、整備実施計画などはソフト事業であるため、地域農業集団育成事業がソフト事業であるため、地域整備をされたことがあるわけでありまして、当事業の特にソフト事業の対応は十分にとれるのかどうか、その辺はいかがでありますか。

○鴻巣政府委員 かつて会計検査院で指摘を受けましたものは、五十九年度の地域農政の総合推進事業費の中の地域農業集団育成指導費でございます。これはソフトの事業として、指導者の会議などの出席旅費とか集団育成検討会費あるいは担い手の交流会費、先進地の調査旅費等でございます。そういう点で指摘を受けまして、使い方にいろいろ問題があったということも反省いたしまして、今回は、学識経験者による集落の診断あるいは住民の意向の把握あるいは圃場なり導水路の現況を把握するといったように、明確に調査計画のために必要な事業に限定をいたしまして、それを内容としたしておりますので、会計検査院でかつて指摘されたような費目は計上いたしておりません。そういう意味ですが、事業の実施に当たりましては、なお御質問の趣旨を踏まえまして、その適切な執行に万全を期してまいりたいと考えております。

○神田委員 次に、当事業は補助事業であるが、どのような基準をもって事業主体を決めていくのか、また事業主体の決定に当たり中立性をどのように維持するのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○鴻巣政府委員 事業の事業主体につきまして、は、それぞれの地域の実情によりますけれども、一般的に申し上げますと、まず、例えば農村の集落道とかあるいは集落の排水施設、それから営農の飲雑用水施設といったような農村の生活環境基盤といった一般的な受益を伴います公共的な施設につきましては原則として市町村、それから圃場整備あるいは農業用の排水施設をつくるといったような農業の生産基盤に直接の関係がありますような施設の整備につきましては、これは特定の農業者が受益をいたしますので、原則として土地改良区あるいは農業協同組合というものを想定いたしております。こういうことによりまして、事業の公益性あるいは中立性は十分に担保できると考えております。

○神田委員 次に、当法案の目的、趣旨は、先進国としての日本、あるいは農村と都市との調和のとれた開発などを考慮した場合にまことに結構な構想ではあるわけでありまして、補助事業であることと対象地域面積が非常に大きいことを考えますと、将来、事業の肥大化によって、逆に農業のための予算がここに全部つぎ込まれていくような形で農業予算が縮小するということも心配も一部あるようではあります。その点はどうなのか。また、補助率は五〇％程度であると言われておりますが、この事業をどんどん拡大していくと、国費のむだ遣いというかばらまきのような形になることはないか、その辺の点につきましてお答えをいただきたいと思います。

○鴻巣政府委員 まず私の方で事務的にお答えをいたしまして、後で政務次官にお答えをいただきますが、確かになかなかこれは難しいと思っております。これだけ財政も厳しい中であり、農業基盤整備事業につきましても、一方では、生産性の向上

のために必要な経費は確保しなければいけないという要請もまたございまして。また一方では、先ほど来申し上げておりますように、村づくりの一環として、いわば村づくりの基礎になります農村の生活環境基盤を改善しなければいけないという要請もまた別にあります。その間の要請の調整、均衡をとることはなかなか難しいわけでございます。一方をやれば他方が立たないというようにもあつてなかなか難しいと考えております。しかし、私どもとしても、もう少し今の生活環境基盤の方の割合は高めたいと考えております。

今、私も、農村総合整備事業が農業基盤整備費に占める割合といえますのは、昭和四十七年のころは〇・一五％でしたけれども、それが五十五年になると六％になり六十二年は八・二六％と、年を経るごとに基盤整備費に占める生活環境改善関連の予算はふえつつはあります。現在の市町村の皆さん方の御要望からしますと、また実際の整備水準の立ちおくれから見ますとまだ生活環境の方にも力を入れなければいけないと思っておりますが、他方では、先ほど来御指摘のありますように、圃場整備など生産性向上ということを第一義とする予算もまた確保しなければいけない。この辺のバランスをとることが大変難しいと思っておりますが、その辺を十分注意していきながら、まだもう少しといえますが、まだまだ農業基盤の中の農村整備のような生活関連の基盤整備事業は拡充をしなければいけないだろうと考えております。

それから、もう一つのお尋ねの補助率五〇％程度どうだろうという話でございますが、これは私どももいたしまして、五〇％は国、残りのうちの公共的、つまり道路とかあるいは下水のようなもの、ほとんどあとは県と市町村が負担をする形になっております。それから圃場整備とか用排水路の整備になりますと、これは受益者が負担が七％とかいうように、平均的には受益者が負担をいたしているわけでございます。そういう意味で、これはあくまで土地改良事業でございますか

の

の

の

の

の

ら、受益者なり地元の地方公共団体の負担がどうしても要るわけです。そういう点で一般公共事業とも大分違つておりました。それだけに地域の実情に依つてそれぞれの確に配つていくということになりますので、ばらまきにはならないと思つています。また私も、法律の精神、例えば土地利用が混乱しないかどうか、あるいはまた、その土地利用の秩序を直さなければならぬ緊急性が高いかどうかというような法案の趣旨に従ひましてこの農村整備をこれから進めていかなければいけませんので、ばらまきにならないように十分に心してやつてまいらなければいけないと思つております。

○衛生府委員 本事業は、これから進んでまいります成熟化していく高齢化社会、特に日本型高齢化社会の受け皿の一助になる事業である、このように考へておるわけでありま。農林、建設のみならず、将来各省庁とも、農村、山村、漁村が高齢化社会の立派な受け皿となるべくそういうことを誘導政策的にやつていく必要がある、そういう意味で極めて実効性の高い本事業である、このように考へておりました。願わくは本事業が十カ年間、計画どおり一〇〇%の進捗を見るように財政的な措置をしてまいりたい、あらゆる努力をしてまいりたい、かように考へておるところであります。

○神田委員 農業予算に占める当該事業の予算は、当該事業が軌道に乗つた場合何%ぐらいを上限というか、適正というふうな形でおさめるのか、またどういふふうなことをもつてその基準とするのか。多少答弁あつたようですが、この辺、将来的な見通しはどうなんでしょうか。

○鴻巣政府委員 私ども、これから一番努めていかなければいけないのは農村における生活環境といひますか、生活基盤の整備だと思つております。そういう意味では、乏しい財政事情の中でも多々ますます弁すという精神を持っておるわけでございます。また市町村長の各位からも最近著しく強いのは、圃場整備と並んで集落排水とか農

村整備の予算という補助の御要望が大変強いわけでありま。しかし一方では、やはりできるだけ早期に米を中心とした土地利型型の農業の規模拡大を実現する、そのための基盤としての圃場整備をできるだけ早く、できるだけ多くの面積で実施をしていかなければいけないという要請も他方にあります。したがって、その要請と両方の調和をとる場合に、基盤整備の中で生活環境整備が一体何%であり、それ以外のいわゆる生産に直接関係のある施設整備が何%であらねばならないかという議論はなかなか難しく、私も自身も具体的な目安を持つてゐるわけではございません。恐らくそれはそのときどきの農業あるいは農政の置かれてゐる環境なり、農政に対する要請なり、あるいは農村から見た私どもに対する要請というものを総合的に勘案して、どちらにウェイトを置くか、どちらをどの程度伸ばしていくかということを決めていくものだと思つております。

ただ、先ほど申しましたように、基盤整備の中の農村整備のウェイトはまだ一割にも満たないわけですね。この拡充は圃場整備などの生産関係と並んで大事だと思つております。そういう意味で、私も、農業基盤整備費全体は余り伸びておりませんし、最近では逆にマイナスシリングになっておりました。例えば、昭和五十五年の農業基盤整備費を一〇〇%といたしますと、昭和六十二年の農業基盤整備費は九五%、つまり、五十五年に比しますと七年後の六十二年は九四・八%です。約五%もダウンをいたしております。それに比しまして農村総合整備、これは集落排水も入っておりますが、これは若しくはアクセントを置いて予算を伸ばしております。同じく昭和五十五年を一〇〇%といたしますと昭和六十二年の予算は一三〇%、全体はマイナス五%で九五%に落ち込んでおりますが、農村総合整備関係は三割アップというふうな形にいたしております。そういう意味で、まだ引き続きまして生活環境整備についてはアクセントをつけていかなければいけません

が、他方、今申しましたように、圃場整備のような緊急に生産性向上を図るために必要な方の柱も無視できない重さを持つてゐると思つております。その間のバランスは、そのときどきの社会的なあるいは経済的な要請を総合的に勘案して決めていくものと思つております。

○神田委員 本年度の調査主体の地区数あるいはそのときの選定基準、これはどういうことになっておりますか。

○鴻巣政府委員 今御指摘のように、六十二年度予算につきましては、農業集落整備事業の調査計画地区数は七地区でございます。これは初年度でもございまして七地区としたわけでは、この事業の進捗状況なり、これからの各市町村から出てまいります要望などを頭に置きまして、必要な予算の確保に努めなければいけないと思つております。

また、この選定基準でございしますが、対象となる集落は農振地域と都市計画区域とが重複してゐる地域でございまして、法案のそれぞれの要件に適合いたします集落の中から、都道府県知事が市町村、地権者の意向、整備の必要性の緊要度などを踏まえて選定をいたすこととなります。具体的に申しますと、まず第一は土地利用の動向として農地転用の状況、建築活動の状況、第二に農用地、農業用施設、公共施設などの整備の状況、第三に農用地、住居などの存在の状況、第四に地元の推進体制あるいは事業に対する熱意などを総合的に勘案して地区を選定ということになると考えております。

○神田委員 次に、農用地保全利用協定であります。この協定は本年度何集落程度結ぶと考へてゐるのか。また、協定は「全員の合意」とあるわけですが、農家には具体的にどういふメリットが出てくるのか。さらに、協定文の作成者や、あるいは本協定には「協定に違反した場合の措置」を定めるとあるが、この措置についてはどのような内容を想定しておるのか。また、予想を

超える宅地化などによりまして農家が協定に違反せざるを得ないような状況となつた場合はどういふ対処をするのか、その辺をお聞かせください。

○鴻巣政府委員 この協定は地権者の自発的な意思で締結するものでございまして、本年度の程度の協定が締結される見通しは、ちよつと今現在では難しいのですが、強いて申し上げますと、これは、事業が実施されまして農用地の整備が行われます地区といひますと大体数地区程度でございしますが、そこでは協定の締結に向けて話し合いが進められる可能性が大きいと思込んでおります。それから農用地の整備を行うに当たりまして、このように協定によりまして農地の土地利用の意向が明確にはかれるという地域を対象にいたしました。従来農振の白地、いわば農用地区域でない土地改良投資をしなかつたのですけれども、そういうところは農振の白地であつても土地改良投資をするというふうな形になりまして、それだけに農家が続けやすい環境ができてくるという農家にとつてのメリットも出てまいらるわけでございます。

それから、協定文の作成の主体なり違反した場合の措置でございしますが、これは地権者の自発的な意思で農用地の保全あるいは効率的な利用を図るものでありますので、協定の作成は地域の核的な農家、担い手の農家を中心となつて行われていくと思つております。それから、この協定の法律上の性格でございしますが、法的な性格は私法上、つまり公法ではない私法上の契約と考へておりました。協定の違反が出た場合の措置につきましては、原則として私法上の債権債務の問題として民事上の処理方法、例えば違約金の支払いというふうな形で処理されると思つております。なお、こつちの協定の締結を促進する、あるいは円滑な運用を促進するといふ意味で、市町村に積極的な助言、指導をお願いしていくというふうなことを思つております。

それから最後に、予想を超えて宅地化が進んで農家が協定違反をせざるを得ない場合どうするの

だというお尋ねでございますが、協定は、農家が各自の農業経営の動向などを考慮いたしまして自発的な申し合わせを行うものであります。しかし、予想を超えて自己用の住宅が建つとか次三男の分家が建つといったような形で本場に必要なもののために転用の面積がふえるという場合には、できるだけ協定を結んでいる締結者の相互の話し合いで土地をあつせんし合つていくということとで別の代替地を加えていくとか、もう一つというように協定が維持されるようにしなければいけません。さらに、必要な場合にはやはり協定の変更にならうと思つています。どうしても面積が当初予定したよりも減つてしまつた、しかもそれもやむを得ない理由だということになると、改めて協定を結び直して、それからその結び直した後の農地をみんなでしばらく守り合つていくというように、協定の改定ということにならうと思つています。

○神田委員 集落地域の整備に当たりましては、既に何度も指摘されておりますように、農林水産、建設両省の整合性のとれた事業の運営が要請されているわけでありまして、今後どのようにこの点について対処をしていくのか。あわせて、市町村に設けられております農林課あるいは都市開発課、農業委員会などはこの計画にどういふうな形で関与をしていくのか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○中嶋(計)政府委員 集落地域の整備は、集落地域計画と集落農業振興計画の両計画に基づいて実施されてまいりましてございます。この両計画は、それぞれ都道府県知事の定め基本方針に則して統一的思想のもとに作成をされるということになつてございますので、制度的には整合性がとれるということが担保されているわけでございますけれども、実際の運用に当たりましては、先生御指摘のとおり、地方公共団体におきまして都市計画行政を担当しております建設部局と農業振興計画を担当しております農政部局、この両担当者の意思の疎通、協調ということが何よりも大

切でございますので、今後、農水省と緊密に連絡をとりながら、地方公共団体に対して遺憾のないように指導をしてまいりたいと思ひております。

この指導をするに当たりましては、当然のことながら農水省と建設省の担当者の間の意思が統一されておられませんと混乱を来すこととでございますが、この法案を作成する段階におきまして、既に両省の担当者の間におきましては相当細かい点にわたつて議論が交わされておりました。意思の疎通が図られておるところでございます。なお、今後実際の行政の運営に当たりましては、お一層連絡をよくいたしまして、意思疎通に欠けることのないように努めてまいりたいと思ひます。また、県あるいは市町村の農林担当部局、都市担当部局がそれぞれ計画の作成、その計画に基づきましての行政の実施に当たるわけでございますので、この辺は建設省と農水省それぞれ連絡協議しながら、意思疎通に遺憾のないように指導をしてまいりたいと思ひます。また、お尋ねの農業委員会でございますが、これは集落地域計画を定めるに当たりまして市町村の中の一つの委員会でございますので、この計画を作成する担当者が農業サイドと協議をする際に、その段階で農業委員会の意向というものが十分に反映されるものと考えております。

○鴻巣政府委員 今の御指摘のことにつきまして、私も、今中嶋審議官のお答えしましたとおり、十分に関係部局間の連絡協議をしてまいり、十分に両省共同の通達で指導したいと思ひております。私も、大体十五年間ぐらい、市街化区域と市街化調整区域の線引きにつきまして、農林サイドとそれから市街化都市計画サイドとの調整といひますか話し合ひたいと思ひます。積み上げてきた歴史もございまして、そういう意味では、俗な言葉で大変恐縮ですが、県段階でも町村段階でも、農林サイドと都市計画サイドはかなりの気心の知り合つたと思ひます。お互いの考え方もよくわかつて蓄積を深めているわけでございます。そういう市街化区域の線引きなどの今まで

の蓄積あるいは相互の意見交換なども今回生かして、新しい分野でもさらに密接な連絡調整をしてまいりたいと思ひております。

それから、農業委員会などはどうするのだということでございますが、集落振興計画の策定に当たりましては、土地改良区あるいは農協などと並んで農業委員会の意見なども聞くように、通達などで明示をいたして指導したいと思ひております。

○神田委員 終わります。

○五沢委員 寺前殿。

○寺前委員 先ほど、基本的に大臣にお話を聞きましたし、また都市局長さんにも聞きましたので、また質問者もいろいろな角度からお聞きになつておりますので、私は、だめ押しの四、五つの問題について聞いてみたいというふうに思ひます。

まず第一に、先ほどお聞きしたら、今回の法律は、農業サイドと都市計画のサイドと両方がタイアップしてやつていくのだという御答弁がありました。私は、それぞれの立場がタイアップしてやつていくというだけではこの問題が気にかかりになる。それは、この地域が市街化区域ではなくして、都市計画法上からいっても調整区域の中に入つておるし、また、農振地域がかなり一定の部分をお占めているということから考えても、農業の振興というものを無視するようなそういう二者の連携というだけではどうもいゝまい。二者の連携はあくまでも農業振興を図る立場から見てもらう必要があると思ひます。その立場を堅持する必要があると思ひます。その点に対する見解を聞きたいというふうに思ひます。それぞれの側からお答えをいただきたいと思ひます。

○鴻巣政府委員 御指摘のとおり、この集落地域整備計画が行われます対象地域は、依然として市街化調整区域であるところでございます。しかもまた農振地域でもあります。そこで、私も農林サイド、農政のサイドから見ますれば、やはり優

良農地あるいは担い手、そして必要ないといひますか、農業の振興ということを確認していかなければいけない地域だと考えております。

○中嶋(計)政府委員 集落地域でございますが、集落地域におきまして集落地域計画、集落農業振興計画、この両計画が定められますと、農用地と宅地化するところが合理的に分離されるわけでございます。このような必要性はこの法律制定の必要になるわけでございますけれども、現在、都市近郊の集落周辺におきまして、農地の中に農家の次三男の分家等によりまして、農地の宅地化が無秩序に行われつつあるという現状にかんがみまして、あるいはまた別な観点から、集落の活性化を図るために、ある程度集落の周辺におきまして宅地化することを容認しなければならぬという現状にある。この際に農地と宅地が混在するということになりますと、営農条件の方から見ましても、また居住環境の面から見ましても、それぞれ好ましくない結果が出るということとで、営農する場と居住する場を仕分けをすることにやります。農業振興にも有効であるし、また計画性のある宅地化を図るというところから有効である、このような制度でございますので、これによりまして農業が優先するとか、あるいは開闢が優先するとかいうことではなくて、農業の振興と地域の活性化のための宅地化が両方相まって地域がますます発展する、そういう制度であらうかと考えております。

○寺前委員 両方相まつてというふうなものは必ずわかつたようなことでわからぬようなことになつていく。ですから、先ほど言うように、農村地域全体としての発展ということに基本を置いて、その立場から整理をしてもらうというふうになつていく。困るということをおえて言つておきたいと思ひます。

それから、これはこういう法律以前の話になるわけですが、私の住んでいる地域のすぐ隣に、私の方は市街化区域ですが、農業に非常に熱心な人がたくさんおられる調整区域があるわけ

す。その地域にこの間私、行ってきたのですが、これを振興させていこうということになると、農振地域における農用地区域としてやっていると補助金ももらえぬし、振興しない。そこで、圃場整備をやっていくために農用地区域を拡大しようということでも村の人とずっと長年にわたって相談をしてきたが、それをやろうと思うと、大体二倍ぐらいの人の加わってやらねえと農用地区域はできなくなってくるのです。集落によつては三分の一ぐらいのところもありましたけれども、全体として大体二倍の人が農用地区域の中に入ってくる。どういふふうによつていけるかなと思つてよく話を聞いてみましたら、市街化区域の近所にあるものですか、そこに住んでいられるところの農民の皆さんも、農業をやっていくことに熱心な人とそうでない人がやはりおるわけですね。開発の側にとつては夢に見ている人もおるわけですよ。なかなか複雑な気持ちになっています。

そういう人たを全体として統一させていくために、この農用地区域の中に入れるに当たつて、三つの種類の地域割りをずつと整理し直しているのです。非農用地区域、暫定農用地区域、専用農用地区域と、こういう三つに分けて道路整備から河川整備から総合的に描いている。そして、非農用地区域というのは府営圃場整備計画決定後、農地以外の土地利用をする区域なのだ。暫定農用地区域というのは府営圃場整備事業完了の公示のあった日から少なくとも八年間は農地として利用する区域だ、要するに償還期限が終わるまでの農地だといふふうに、要求を見ながら参加をさせるということをやつと総合的に計画を立てるのです。こういうふうによつて、その上でそういう人たちの間できちんとして、どこをあなたの土地として転用するかとか地域割りをやつて、後整理をして合理的に地域開発がやれるようにやつていけるのです。

ですから、そういうことをやろうと思つたらちゃんと約束事を守らせる必要があるといふので協定書を結んでいるのです。その協定書の中にきち

んと、非農用地、暫定農用地区域における開発行為としての都市計画法第二十九条二号から十一号に関するものに限られる、主には農家住宅用地だといふふうにならねえと誓約をいれさせているのです。ですから、今度のこの集落整備法における集落地区計画の中で、そこに建てられるところの建物というのはどういふものなのだろうかといふことについて、今自主的にこういふふうにして整備をやつておられる経験を組み入れて、先ほどおおよそ十ヘクタールぐらいの地域の一定の規制をやるといふようなお話が面積面から出てきていますけれども、単に面積面からだけではなくして、建物については限定的にこういふ建物でなければならぬといふふうによつていく、そこに建てられる建物の限定という問題について考える必要があるのではないだろうか。その点についてどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○中嶋(計)政府委員 この法律に基づきまして集落地区計画といふものが定められますと、この計画の内容といたしまして、土地の利用計画はもちろんでございますけれども、それと同時に建物の規模、建ぺい率、高さといったものを決めることができるようになっております。さらに、住民の方々が全員同意をしますれば建築協定を結ぶということも可能でございます。建築協定を結びますと、例えば建物の意匠でございますとか生け垣、そういったこともお互いの約束事として決めることができる、こういうことでございます。したがいてまして、先生御指摘のように、地域住民の方々がよく御相談をされまして、自分たちの集落をどういふイメージの集落につくり上げていくかという合意ができれば、その合意に従つて地区計画が定められ、そのような集落が形成されていくといふことにならうかと思われま

○寺前委員 あわせて聞きますけれども、この法律の「目的」に、営農条件と居住環境の一体的整備といふふうによつてあります。こういうことになると、そこに工場団地などを設けるという問

題については法律目的に反すると思うのですが、そういうことになるのですか、いや、それは住民が意思を統一するならば結構だということになるのですか、そこはどうなんですか。

○中嶋(計)政府委員 集落地区計画の本来の目的と申しますか、もともと集落地区域において行われるものであるということにかんがみまして、大規模な開発といったようなことを考えているわけではございませんで、集落の活性化のために必要な程度の宅地化を許容して、こういふことでございます。そしてまた、その宅地化の内容につきましても、先ほど御説明申し上げましたとおり、建ぺい率、高さあるいは建物の用途などを地区計画として決めていく、こういうことで規制をしていくわけでございます。

御指摘の工場団地でございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、大規模な開発を考えているわけでもございませんので、いうところの工場団地といったような大規模な工場が立地するようなことはなからう、これはない、こう考えるわけでございます。ただ、集落のここに住んでおられる方々が働く場として、その程度の工場というものは立地することはあろうか、このように考えております。

○寺前委員 さらに、今回の法律の対象となつてい

るところでございますけれども、対象の区域といつたしまして都市計画区域、都市計画区域の中でも市街化区域は除くわけでございますけれども、都市計画区域と農振の白地のところが重複するところを考えております。したがいてまして、農振の農用地、これが優良な農地でございますけれども、この優良な農地というのは本来的には対象として考えていないわけでございます。

○寺前委員 集落地区計画を生かすためには集落地区計画区域外の開発規制というのをやらないと、せっかく地区計画を立ててもここにまた虫食いが生まれてくることになるではないか、その点をその地域の協定に任せておくだけで強制力を発揮することになるのかどうか。新しい虫食いをまたつておつたら何のためにこんなことをやっておるかかわからぬことになるのだけれども、その点はどうかいふふうにお考えなのですか。

○中嶋(計)政府委員 この集落整備計画によりまして集落地区計画を定められましたところ、そしてまた集落農振計画によりまして農用地として保全利用協定が結ばれて農地として保全していくところと仕分けされるわけでございます。せっかく仕分けをされたところでございまして、農用地の方につきましては、集落の皆様の意見を聞きながらこれを決めるわけでございますから、集落の方々が開発行為はその協定の趣旨にのっとりましてそこでは行われぬ、そのために土地の仕分けをするわけでございますので、開発をするならば、その集落地区計画に定められた宅地化可能の方で宅地化をしていただく、こういうことによりましてスプロールといひますか、その農地の中に点々と宅地化が行われるというようなことはいはれぬ、こう考えているわけでございます。それから、この集落整備計画の対象になりませんところにつきましては、もともと市街化調整区域でございまして、厳しく宅地化は抑制されているといふ区域でございまして、この運用によりまして混乱のないように、円滑に目的が達成されるように運用してまいりたい、このように存じており

ます。

○寺前委員 農村地域における集落と、それから管農活動で一番問題になってくるのは水の問題なんです。排水水ですね、これが用水の中に入り込む、そして用水が管農を妨げる、こういう関係になってくるわけです。ですから、計画を確立するに当たって、この排水水なり用水をどのように確保するかという計画を計画段階できちんとしておく必要があると思うのです。この法律からはそういうふうには読み取れないのですが、農村地域においてこの用水の問題と排水水の処理問題が一番大きな問題で、これをどういうふうにお考えになって、どうしようとしておられるのか。

もう一つは、集落というのはいくつにだけ存在しないわけでは、この用水なり排水水の処理問題というものは河川の問題や山の問題、大きな地域全体との関係が重要な位置を持つてくると思うのです。その辺について、集落における問題だけではなくして全体との関係においてどのように進行させていかれるのか、この二点について御説明をいただきたいと思ひます。

○中嶋(計)政府委員 集落地域におきます生活の排水水によりまして周辺の農業用水が汚濁をされる、これが大変な問題であるというのは先生御指摘のとおりであると思ひます。そこで、集落の整備をするに当たりまして農業サイドともよく相談をしながら、下水道の整備が必要ない地域につきましては下水道の整備を促進するように努めてまいりたいと思ひます。なお、下水道とかあるいは道路とか、これは一つの集落に限らず、他の集落あるいは既成の市街地などとの関連におきまして広域的な観点からこれを眺めなければいけない、広域的な観点から整備の必要なものについてはそのような計画を策定すべきである、これも先生おっしゃるとおりでございますので、そのような方向で考えてまいりたいと思ひます。

○寺前委員 現に、私の方で大きな優良農地として立派に育てている地域として京都の宇治がありまふ。あそこは、宇治とか城陽とか久御山町とい

うところに昔から巨椋池という池があつたわけですが、これは遊水地帯であつた。戦前ですけれども、干拓をやりまして立派な農地として育ててきたわけですね。ここは農振地域として今も進められているわけです。ところが、上流部分に市街化が進んできた。十五万、二十万という町がどつと周辺にできてくる。これを優良農地として育てようとしても、上流部分の対策がきちんとされていかないとこれは育たないのです。迷惑を受けてきている。それで私は、こういう法律をつくって具体的に本場に小さい集落整備をやっていくんだというけれども、もつと広範な対策を予算面においても積極的に進めていかれるという気持ちになつたと思うのです。だから私は具体的に聞きたいと思ひます。

まず、その巨椋池のところにどういふ問題が起つてくるかといふと、だんだん近代化していろいろな整備をやつていきました、今生まれてくる問題は、京阪バイパスという大量の自動車が行く路線が入ってくる。京阪バイパスという路線がこゝへ入ってくる。そこへもつてきて第二京阪という路線が入ってくる。優良農地はたがたにさせられてしまふ。私は、その地域全体を整備するために道路なんでもやめてしまふといふことを言ふんじやない。しかし、このことによつて優良農地が全体としてつぶれていくとするならば、最大限の対策を組んで優良農地を守つていかないと困るわけです。この巨椋池で今何をやっていくかといふと、山手の方は住宅になつてくる、工場もできてくるといふところからもう用水が使えない状態になつてきている。ですから別にパイプを敷いて用水を確保するといふことをやるけれども、全面的にそれだけでやっていけない。用水は用水としてやはり必要になつてくる。ところが、そこにこのパイプが建設を始めてくる、またそこには必要ないいろいろな倉庫などもできてくる、あるいは飛行機のヘリポートも生まれてくるといふことになつてきて、その道路をつくつていくこととの

関連性でその用水に腐液が流れてくる、油が流れ込んでくる。私は、優良農地のこと真ん中にこういう道路を走らせた集落にさせることによつてこういうふうな破壊されていくことに對して、もともと計画段階から排水水について別途するように計画を進めるべきではないのか、これは具体的な例として、これらの農業振興地域を守る立場から見ると、ならば建設省もそういうふうにするべきだと思ひますが、これが一つです。

それから、何といつたつて下水道ですよ。都市部における下水道をきつとやつてもらわなければいかぬ。今、流域下水道の計画を進めておられるけれども、二年先ぐらいにならないとまず本管の一番近いところの建設が始まらない。今のままいふたら、一体これは何年ぐらいかかったらばあの宇治地域全体の下水道を建設することが可能になるのだろうか、一体どのぐらいかかるかといふふうに見ておられるのか、これが第二点。

具体的に聞きますよ。そうして、あそこを真ん中を走つてくる河川は古川という河川です。関連して名木川とか井川という川があります。これがまた勾配が悪いものだから昔の遊水地帯に入り込んでくる。勾配が非常に緩いのです。これは雨が降ると、去年なんかでも七月の二十七日前後でしか、大水がついてくるのです。遊水地帯だから、まあ当たり前では済まない。それは都市部にまでまたバックウオーターとして流れ込んでくる。ですから、どうしたつてポンプでかい揚げるといふことをやらなければいかぬ。ポンプ場はあるけれども、三十トンポンプが四基据えられるようになつていなければならないのは一つしかありません。だからこれはどうにも役に立たない。途中でまたカット排水でもやらなかつたならばこれも処理できない。これが私の見ている現実的な姿なんです。これに對して初めて優良農地として守つていける、あそこを何ぼくらしいあるでしようか、四百ヘクタールぐらゐあるのではありませんか、大きな優良農地を守つていくことが可能になる。私は、どんな場合でも総合的に物を見ると同時に

部分的に對処をしていく、集落整備法案はそういう意味では非常に大事だと思ひますが、総合的に見ていく對策として本場に予算的にそのことを裏づける体制で、私は修正案を出すときには必ず、このために金が何ぼかかりますと余分に金の計算までして出さなかつたら修正案は出せませんよ。同じように、この法律を出してこれら以上は、新しく予算をこれこれ別個に準備しておりますよといふ構えがあるのかどうか。幾つかは具体的な例も含めて提起をいたしましたけれども、この具体的な問題についても御答弁をいただきたいと思ひます。

○中嶋(計)政府委員 ただいま御質問のございました巨椋池と申しますか巨椋池の周辺でございますが、巨椋池地区そのものは優良な農地でございまして、その周辺におきましては相当市街化が進行しているといふような現状でございます。そこで先生御指摘の排水の問題が起つていられるわけでございまして、ちよつと御質問とは順番が逆になろうかと思ひますが、この巨椋池地区の周辺におきまして進められております下水道の施工の状況でございますが、現在、木津川流域下水道の宇治幹線と向島幹線、この二本の幹線を整備中でございまして、宇治市がこの流域下水道の幹線につなぎます関連の公共下水道整備を進めまして、両方が一体となりまして下水道の効用が達成されるわけでございまして、現時点におきましては、昭和六十五年度末に供用開始ができるようにといふことを目標に鋭意建設に努力中でございまして、周辺の市街化されておりますところにおきましてはそういうことで下水道の整備を鋭意進めていられるところでございまして、いろいろ周辺のものは農用地でございまして、いろいろ周辺の市街化しておりますところから、幹線の道路が建設を予定されまふたり、公共施設が整備をされるといふことがあるわけでございましてけれども、何しろ農地の中でございまして、まだ市街化が進んでい、あるいは今後市街化するといふ見込みもございませぬので、都市的な施設でございまして下

〔速記中止〕
○玉沢委員長 速記を始めてください。

○玉沢委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、参議院送付、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査に入ります。
順次、趣旨の説明を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○加藤農務大臣 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。
農林漁業金融公庫の造林資金は、造林に必要な資金を長期かつ低利で融通するものであることから、造林事業の推進に果たす役割は極めて大きいものとなっております。

この造林資金につきましては、林業をめぐり厳しい情勢のもとで、昭和五十四年に林業等振興資金融通暫定措置法を制定し、林業経営改善計画の認定を受けた者に対する貸し付けについて、償還期限等の貸付条件の特例を設けているところであります。

しかしながら、その後の林業をめぐり情勢は、材価の低迷、林業諸経費の増高等一層厳しいものとなっていることから、このような状況の変化に対応して、森林整備、林業生産活動の活性化に必要な造林事業の推進を図るため、今回その償還期限を四十五年以内から五十五年以内に、据置期間

を二十五年以内から三十五年以内に、それぞれ十年間延長することとし、この法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の国土の約七割を占める森林につきましては、木材等の林産物の供給のみならず、国土の保全、水資源涵養等を通じて国民生活と深く結びついてきたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、近年の森林・林業の状況を見ると、木材需要の減退、材価の低迷、円高の急激な進行等を反映して、林業生産活動が停滞し、管理が適正になされていらない森林が増加する等極めて厳しい状況にあります。

一方、保健休養機能等の森林の持つ多面的機能の発揮に対する国民の関心の高まりも見られるところであります。

このような中で地域林業の振興、森林管理の維持適正化を図り、森林・林業に対する国民の多様な要請にこたえるためには、個々の森林所有者による取り組みと相まって、協同組織による活動を中核とした地域の森林所有者の一体となった取り組みの強化が求められております。

このため、森林所有者の協同組織として、森林所有者の経済的、社会的地位の向上と森林の保護培養及び森林生産力の増進をその目的とする森林組合について、その機能の充実と組織の強化を図ることが極めて重要になっております。

政府としましては、このような状況を踏まえ、森林組合の事業範囲の拡大、森林組合による適正な森林施策の推進及び森林組合の組織経営基盤の強化のための合併の促進等を図るため、所要の改正を行うこととして、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、森林組合等に対する組合員の要請にこたえ、その機能を強化するため、森林組合等の事業範囲の拡大等を行うこととしております。

第二に、森林の適正かつ効率的な整備を推進するため、森林組合による森林施策の共同化に関する規程の設定、その効力等に関し所要の規定を設けることとしております。

第三に、森林組合の管理運営の円滑化を図るため所要の改善を行うこととしております。

第四に、森林組合の組織経営基盤を強化するため、森林組合の合併を促進することとし、それに必要な措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○玉沢委員長 次に、森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について補足説明を聴取いたします。田中林野庁長官。

○田中(宏尚)政府委員 森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案につきましては、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

第一に、森林組合等の事業範囲の拡大等であり

ます。現在、森林組合による資金の貸し付け及び物資の供給の対象は、林業に必要なものとされておりますが、組合員の新たな要請にこたえるため、その範囲を拡大するとともに、新たに、組合員の生産した木材の需要増進のための建物等の建設及び売り渡しの事業並びに組合員の就業の場を確保するための食用キノコ等の生産を行う事業を行い得ることとしております。また、森林組合の事業を補完するため、森林組合連合会について森林施策

の受託を行えることとするともに、その債務保証能力を拡大することとしております。

第二に、適正な森林施策の推進のための制度の創設であります。

森林組合は、森林の保護培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林の整備を促進するため、組合員が協定を締結して行う森林施策の共同化に関する規程を定めることができるものとするともに、当該規程の規定事項、効力等に関し所要の規定を設けることとしております。

第三に、森林組合の管理運営についての改善であります。

森林組合の管理運営面につきまして、森林組合の行う信託事業の事務の一部を再委託できるものとする、森林組合が出資する団体に准組合員資格を付与すること、組合員の投票を前提として総代会の議決事項に森林組合の合併、解散を加えること等の措置を講ずることとしております。

第四に、森林組合の合併促進であります。

合併助成法の改正により、合併しようとする森林組合が合併及び事業経営計画を立て、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができる期限を、昭和六十六年度末までとするともに、合併及び事業経営計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた森林組合の合併について、税法上の特例措置を設けるものであります。

なお、このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○玉沢委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。
次回は、来る二十五日月曜日午前十一時理事會、午前十一時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律

林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「四十五年以内及び二十五年を「五十五年以内及び三十五年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業経営を改善するため農林漁業金融公庫が貸し付ける造林資金の償還期限及び据置期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律

（森林組合法の一部改正）

第一条 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号及び第二号中「林業」の下に「その他の事業又はその生活を加え、同項第三号中「販売」の下に「（当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡しを含む。）」を加え、同項第九号中「加工」の下に「（食用きのこその他の林産物の生産を含む。）」を加える。

第十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産省令で定める従たる事務について、信託契約に定める範囲内において

委託する場合は、この限りでない。

第十四条中「から第二十六条まで」を、「第二十五条、第二十六条第一項及び第二項前段に、及び」を並びにに改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（共同施業規程）

第二十五条の二 第九条第一項第二号及び同条第二項第六号に掲げる事業を行う組合は、定款で定めるところにより、森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。以下この条において「整備森林」という。）の整備を促進するため、整備森林に係る森林所有者である組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規程（以下「共同施業規程」という。）を定めることができる。

2 共同施業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前項の協定の基本となるべき次に掲げる事項

イ 整備森林の設定に関する事項

ロ 整備森林の区域内の森林について行う施業の共同化の基準となるべき事項

二 組合が委託を受けて行う森林の施業に関する事項

3 一団の森林に係る森林所有者である組合員（組合員以外の第九条第九項に掲げる森林所有者を含む。）が、当該森林について行う施業の共同化に関する事項を内容とする協定を締結し、当該協定の定めるところに従った施業につきその委託を申し出た場合において、当該協定が共同施業規程に即していることと認められるときは、組合は、正当な理由がないのに、その委託を拒んではならない。

4 前項の規定による申出があつた場合において、当該協定の対象となつていない森林以外の森林に係る組合員その他の森林所有者（国及び地方公共団体を除く。）がその森林について協定に参加することが共同施業規程に即した森林施業の共同化を図るため特に必要であると認められるときは、組合は、その者に対し協定に参加するよう勧奨することができる。

第二十七条第一項第三号中「掲げる者」の下に「又は組合」を加える。

第四十六条第一項中「林地処分事業実施規程」の下に、共同施業規程を加える。

第五十五条第一項中「及び林地処分事業実施規程」を、「林地処分事業実施規程及び共同施業規程」に改める。

第六十一条第一項第二号中「又は林地処分事業実施規程」を、「林地処分事業実施規程又は共同施業規程」に改める。

第六十五条第五項中「規定」の下に「（第八十三条第一項及び第二項並びに第八十四条第一項の規定を除く。）」を加え、同条第六項中「及び解散又は合併の議決」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二 総代会において組合の解散又は合併の決議があつたときは、理事は、定款で定めるところにより、遅滞なくこれを組合員（准組合員を除く。）の投票に付さなければならぬ。

2 前項の規定による投票には、第三十一条第一項並びに第四十四条第四項本文、第五項及び第七項の規定を準用する。

第八十三条第六項中「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、総代会において解散の決議があり、かつ、これにつき総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が投票する第六十五条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成があつたことによつて解散する。この場合には、第二項の規定を準用する。

散する。この場合には、第二項の規定を準用する。

第八十四条第一項中「各組合の」を「各組合につき、その」に、「議決しなければならぬ」を「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が投票する第六十五条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならぬ」に改める。

第一百条第二項中「第六十七条まで」を「第六十五条まで、第六十六条、第六十七条」に改め、同条第四項中「第八十三条第一項から第五項まで」を「第八十三条（第四項及び第七項を除く。）」に、「第八十三条第四項」を「第八十三条第五項」に、「第八十三条第四項」を「第八十三条第五項」に、「五人未満」を「五人未満」と、第八十四条第一項中「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が投票する第六十五条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならぬ」とあるのは「議決しなければならぬ」に改める。

第一百条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一 二 所屬員の委託を受けて行う森林の施業又は経営

第一百条第一項第五号中「販売」の下に「（当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡しを含む。）」を加え、同項第十一号中「加工」の下に「（食用きのこその他の林産物の生産を含む。）」を加え、同条第五項中「割引をし、」の下に「（国、地方公共団体若しくは）」を加える。

第一百七条第一号中「信託規程」の下に「及び共同施業規程」を加える。

第一百九条第五項中「第八十三条」を「第八十三条第四項を除く。」及び第八十四条に、「第八十三条第四項」を「第八十三条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二百二十条第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第二百二十二条第一項第十六号中「第八十三条第五項」を「第八十三条第六項」に改める。

(森林組合合併助成法の一部改正)

第二条 森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「まで及び」を「まで」、「に改め、「昭和五十八年三月三十一日まで」の下に「及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第号)の施行の日から昭和六十七年三月三十一日まで」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項中「受けたもの又は」を「受けたもの若しくは」に、「受けたものの合併により」を「受けたもの又は青色申告書を提出する森林組合(清算中のものを除く。で、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第号。以下「昭和六十二年法律第号」という。)の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第号の施行の日以後に当該認定を受けたものの合併により」に改める。

附則第十八条第七項後段中「場合」の下に「及

び青色申告書を提出する森林組合(清算中のものを除く。が昭和六十二年法律第号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

附則第二十三条第十六項中「又は」を「若しくは」に改め、「権利」の下に「又は森林組合が昭和六十二年法律第号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」に於ける当該合併後存続する森林組合若しくは当該合併により設立した森林組合が当該合併により取得する不動産の権利」を加える。

理由

最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合制度の改善強化を図るため、森林組合及び森林組合連合会の事業範囲の拡大を図るとともに、森林組合による森林施業の共同化の推進、森林組合の合併の促進等のための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年六月十日印刷

昭和六十二年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D